

## 平成 25 年度 第 3 回杉並区障害者福祉推進協議会 次第

- 1 開会
- 2 保健福祉部長挨拶
- 3 報告
  - (1) 障害者総合支援法 26 年度改正について (資料 1)
  - (2) 精神保健福祉法改正について (資料 2)
  - (3) 26 年度障害福祉関連施策予算について
    - ・ 26 年度新規事業を中心に (資料 3 - 1)
    - ・ 成人期発達障害者支援事業について (資料 3 - 2)
  - (4) 障害者の相談支援について
    - ・ サービス等利用計画の進捗状況等について (資料 4 - 1)
    - ・ 障害者地域相談支援センターの運営状況について (資料 4 - 2)
  - (5) 杉並区の障害者虐待防止の取り組み状況について (資料 5)
  - (6) 災害時要援護者対策協議会について (資料 6)
  - (7) 杉並区地域自立支援協議会について (資料 7)
  - (8) 「地域生活に関する調査」の実施結果について (資料 8)
  - (9) 26 年度の障害者福祉推進協議会について (資料 9)
- 4 議題
  - (1) 災害時障害者支援対策検討部会のまとめから (資料 10)  
部会の検討報告を受けて、意見交換
  
  - (2) 26 年度の計画策定の体制について (資料 11)
- 5 その他  
次回の日程等
- 6 閉会

### 【配布資料】

- 資料 1 法律の概要
- 資料 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 資料 3 - 1 平成 26 年度障害福祉関連施策予算について
- 3 - 2 26 年度の新たな取り組み「成人期発達障害者支援事業」について
- 資料 4 - 1 サービス等利用計画の進捗状況等について
- 資料 4 - 2 杉並区障害者相談支援センターの運営状況報告
- 資料 5 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について
- 資料 6 災害時要援護者の支援のための行動指針  
＜平常時の備え・安否確認編＞ (案)
- 資料 7 平成 25 年度杉並区地域自立支援協議会の取り組みについて
- 資料 8 地域生活に関する調査について ※当日配布予定
- 資料 9 「杉並区障害者福祉推進協議会」の変更点等について
- 資料 10 災害時障害者支援対策検討部会の報告 (案)
- 資料 11 26 年度の運営スケジュール案
- 参考資料 「地域生活に関する調査」概要版

# 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

第3回杉並区障害者福祉推進協議会 平成26年3月25日

資料1

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

## 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

## 2. 概要

### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

## 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

## 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

# 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

(平成25年6月13日成立、同6月19日公布)

第3回障害者福祉推進協議会  
平成26年3月25日 資料2

精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針（大臣告示）の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を行う。

## 1. 概要

### (1)精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定

厚生労働大臣が、精神障害者の医療の提供を確保するための指針を定めることとする。

### (2)保護者制度の廃止

主に家族がなる保護者には、精神障害者に治療を受けさせる義務等が課されているが、家族の高齢化等に伴い、負担が大きくなっている等の理由から、保護者に関する規定を削除する。

### (3)医療保護入院の見直し

①医療保護入院における保護者の同意要件を外し、家族等（\*）のうちのいずれかの者の同意を要件とする。

\*配偶者、親権者、扶養義務者、後見人又は保佐人。該当者がいない場合等は、市町村長が同意の判断を行う。

②精神科病院の管理者に、

- ・医療保護入院者の退院後の生活環境に関する相談及び指導を行う者（精神保健福祉士等）の設置
  - ・地域援助事業者（入院者本人や家族からの相談に応じ必要な情報提供等を行う相談支援事業者等）との連携
  - ・退院促進のための体制整備
- を義務付ける。

### (4)精神医療審査会に関する見直し

①精神医療審査会の委員として、「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」を規定する。

②精神医療審査会に対し、退院等の請求をできる者として、入院者本人とともに、家族等を規定する。

## 2. 施行期日

平成26年4月1日（ただし、1.（4）①については平成28年4月1日）

## 3. 検討規定

政府は、施行後3年を目途として、施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手続の在り方、医療保護入院者の退院を促進するための措置の在り方、入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

## 平成26年度障害者福祉関連施策予算について

### 1. 平成26年度各会計当初予算規模

(単位：千円)

会計区分	26年度当初予算	25年度当初予算	増減額	前年度比
一般会計	161,150,000	155,853,000	5,297,000	103.4%
国民健康保険事業会計	53,473,597	52,728,688	744,909	101.4%
介護保険事業会計	37,861,634	35,663,495	2,198,139	106.2%
後期高齢者医療事業会計	12,517,223	12,037,799	479,424	104.0%
中小企業勤労者福祉事業会計	154,156	178,015	△23,859	86.6%
合計	265,156,610	256,460,997	8,695,613	103.4%

### 2. 障害者福祉関連一般会計予算規模

(単位：千円)

科目	26年度当初予算	25年度当初予算	増減額	前年度比
保健福祉費	77,387,579	69,988,286	7,399,295	110.5%
社会福祉費	33,235,161	29,839,348	3,395,813	111.3%
障害者福祉費	10,020,793	9,466,571	554,222	105.8%
児童福祉費	24,334,732	20,914,119	3,420,613	116.3%

### 3. 障害者福祉関連主要事業の概要 (平成26年度区政経営計画書より抜粋)

#### (1) 災害時要援護者支援対策 (管理課・障害者施策課・高齢者在宅支援課) 予算額 51,245千円

東日本大震災を踏まえ一人でも多くの区民の生命を守るため、災害発生直後の避難行動だけではなく、要援護者のそれぞれの状況に応じて継続的な避難生活を支援できるよう、在宅での避難生活の支援や福祉救護所を増設するなど支援体制の充実を図ります。

##### ■地域のたすけあいネットワーク(地域の手)の支援体制の充実

震災救護所における対応手順や介護・障害者関係事業者との連携等、実効性ある支援体制を関連団体の意見を聴き、関係各課と検討し、避難行動支援及び避難生活支援などについて震災救護所マニュアル等に反映させます。

##### ■介護支援専門員等による個別避難支援プランの作成

地域たすけあいネットワーク(地域の手)の個別避難支援プランの作成については、必要に応じて介護支援専門員や障害者相談支援専門員などに作成を依頼し、対象者の状態をよりの確に個別避難支援プランに反映できるようにします。

##### ■安否確認情報システムの検討

災害時の要援護者の安否確認情報を、区、震災救護所等が共有できるよう「すぎなみまっぷ」を利用した安否確認等のシステム構築を検討します。

## (2) 障害者相談支援事業の充実 (障害者施策課)

◆障害者の日常生活支援	予算額 250,820 千円
◆障害者相談支援	予算額 24,361 千円

障害福祉サービスの利用の有無にかかわらず、障害者やその家族等のさまざまな相談に対応し、支援の隙間を生まない質の高い相談支援を実施します。

### ■基幹相談支援

サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所の支援及び質の確保に向けて、研修の企画・運営等を行います。また、サービス等利用計画のモニタリングを活用し、特定相談支援事業所と連携して利用者が個々の状況にあったサービスが受けられるよう支援していきます。

また、平成26年度中のサービス等利用計画全件作成が円滑に進むよう、計画作成を担当する相談支援専門員の負担を一部軽減するための事業を実施します。

### ■相談支援事業所及び関係機関等との連携体制の構築

地域自立支援協議会の活性化を図るとともに、その機能を活かしながら、相談支援事業所と区内関係機関等とのネットワークづくりを進め、地域全体で障害者の暮らしを支えられるようにしていきます。

### ■障害者地域相談支援センター（愛称「すまいる」）（荻窪・高円寺・高井戸）

荻窪・高円寺・高井戸の各地域の相談拠点として、手帳の有無や障害種別にかかわらず、生活全般の相談に対応する「障害者地域相談支援センター（すまいる）」（平成25年度より設置）について、障害者本人による相談員（ピア相談員）の育成やPT、OT等による専門相談の事業等を拡充して実施します。

## (3) 障害者の就労支援事業 (障害者生活支援課) 予算額 40,091 千円

杉並区障害者雇用支援事業団等と連携を図り、一人ひとりにあった障害者の就労を推進するとともに、様々な障害特性に適した就労支援や、地域の関係機関と連携した定着支援を充実します。また、身近な地域における就労や実習の場を確保できるよう情報の収集や、働きかけを行います。

平成25年度に拡大した「すぎなみワークチャレンジ事業」を充実させることにより、一人でも多くの障害者が区役所での経験を積み就職に結びつくような、就労の機会を提供します。

### ■工賃アップのための取組の支援

共同受注や自主生産品の質の向上等を目的とした「すぎなみ仕事ねっと」の運営のための助成を行うとともに、障害者就労施設等の製品や役務を紹介するカタログの作成を通じて、障害者施設等に通う利用者の工賃実績の向上を図ります。

### ■すぎなみワークチャレンジ事業の充実

平成25年度に拡大したワークチャレンジ事業については、さらに区役所の様々な職場の仕事を体験することにより、実践的な就労の力をつけ、今後の就職につなげます。

### ■特例子会社の誘致

身近な地域における就労の機会を拡大するとともに、実習や体験の機会の充実に結びつくよう特例子会社を誘致します。

### ■成人期の発達障害者への職業教育プログラムの実施

杉並区の成人期の発達障害者支援事業の一環として、発達障害者の就労支援のプログラムを実施します。平成26年度に試行・検証し、平成27年度の本格実施につなげます。

## (4) 障害者入所・通所施設の整備 (障害者生活支援課) 予算額 89,686 千円

障害者が充実した日々を送るための日中活動の場を確保するため、通所施設や活動・交流の場の整備を進めていきます。

### ■重度知的障害者通所施設の整備

あすなろ作業所（方南一丁目）の2階スペースを活用し、重度知的障害者の通所先（生活介護事業所）を確保するとともに施設の充実を図ります。

#### (5) 障害者グループホームの整備（障害者生活支援課） 予算額 17,800千円

住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、グループホームを社会福祉法人などと連携して整備します。

##### ■重度知的・身体障害者グループホームの整備

下井草四丁目の区有地を活用した、ショートステイ併設の「重度知的・身体障害者グループホーム」の整備を進めていきます。

#### (6) 発達障害支援の充実（障害者施策課）

◆こども発達センター療育相談・指導	予算額 45,897千円
◆発達障害児支援	予算額 37,010千円
◆障害児発達相談	予算額 25,864千円

心身に発達の遅れや障害のある未就学児の保護者から相談を受け、内容に即した適切な相談機関等につながるとともに、療育の必要性のある子どもの保護者には、その子どもの発達に応じた療育先を案内しています。また、こども発達センターでは、主に中重度の知的障害児や肢体不自由児を対象に、個別指導及びグループ指導を実施するとともに、関係機関（保育園・子供園・幼稚園）、民間の児童発達支援事業所が、子ども一人ひとりの特徴を正しく理解し適切な対応ができるよう支援します。

##### ■障害児発達相談事業

未就学児の発達全般に対する相談や、コミュニケーション面の相談を実施し、早期に療育の機会につながるよう、適切な療育先（こども発達センター・民間事業所）に係る相談・調整を行います。

##### ■こども発達センター発達障害児支援事業

社会性やコミュニケーション面の発達に心配のある子どもに対し、医師や心理職などの専門職による個別相談やグループ指導を実施します。

また、学齢期においても継続した支援を受けることができるよう教育機関との連携を進めていきます。

##### ■こども発達センター地域支援事業

こども発達センターの、児童福祉法上の児童発達支援センターとしての地域支援機能を活かし、保育園・子供園・幼稚園等の地域の関係機関や区内民間事業所への助言、地域資源の活用に関する相談を行います。

#### (7) 保育対応型児童発達支援事業所設置助成（障害者施策課） 予算額 10,000千円

医療的ケアが必要な重症心身障害児等の保護者が、就労しながら安心して子育てができるよう、長時間の預かりと発達に必要な療育が受けられる、保育対応型児童発達支援事業所の設置助成を行い、重症心身障害児等の保護者の潜在的保育ニーズに応えるとともに、サービスの質の確保を図ります。

##### ■保育対応型児童発達支援事業所設置助成

開設当初から安定した保育及び療育ができるよう、事業所の開設に係る初期経費の助成を行います。

## 26年度の新たな取り組み「成人期発達障害者支援事業」について

第3回 障害者福祉推進協議会

平成26年3月25日 資料3-2

近年、成人期発達障害者の早期発見と適切な支援体制の構築が課題となっています。これまで、保健、障害福祉、就労支援、社会教育の様々な場面に「発達に偏りを持ち生きにくさを訴える人」が現れ、それぞれの機関で受け止めていましたが、中には抱え込んでしまい対応に苦慮する、十分に支援できずに関係が切れるなどもみられていました。

そこで、これまでの取り組みを検証し、発達障害の中でも通常の相談や保健・福祉サービスに乗りにくい知的に遅れのないタイプの障害をお持ちの方に対して新たな取り組みを始めていきます。

入り口の相談窓口では（仮）スクリーニングシートを活用して、ご本人の情報をより十分に得たうえで、個々の状態に合わせた支援につなげる仕組みを作り、専門プログラムや専門相談等の事業連携により支援の効果を高め、発達障害者の社会参加と就労機会の充実を図ることを目的としています。

### 1. （仮）スクリーニングシートの開発と検証、シートを活用によるスクリーニングの実施

区の各相談窓口等における初期相談の段階で、発達障害の有無および適切な支援方法等について一定程度の方向付けができるようなスクリーニングシートを検討・作成し、有効活用します。

### 2. 専門的なプログラム等の実施

#### （ア）健康教育プログラム

各保健センターで実施している精神障害者デイケア事業に健康教育プログラムを導入し、成人期発達障害者も受け入れやすい体制を構築し、生活能力（ライフスキル）の向上を目指します。

#### （イ）疾病教育プログラム

現在すまいる荻窪で実施している成人期発達障害者向けプログラムを拡充し、自己の障害の理解を進めるとともに対人関係能力（コミュニケーションスキル）の向上を目指します。また、他のプログラム等と連携させることで、支援の充実を図ります。

#### （ウ）職業教育プログラム

職業適性評価を行うことをはじめ、仕事に必要な能力（ソーシャルスキル）を身につけることを目指します。平成26年度に試行・検証し、平成27年度の本格実施につなげます。

#### （エ）相談機能の強化

発達障害に関する相談窓口として保健センター、すまいる、ワークサポート杉並などが継続的に受け止め、連携して対応していきます。その中でより専門的なアプローチが必要な発達障害に起因する引きこもりや二次障害をもつ方へは、保健センターの精神保健相談やすまいるの専門相談で助言・支援していきます。

### 3. 相談機関の連携

現在、成人期発達障害の対応を行っている相談機関及び支援機関等が、実務者レベルで情報と支援方針の共有を図り、より連携した支援ができるように定期的に連絡会を開催します。

その中で新しい取り組みの紹介や研修、事業の評価検証を行い、課題を明確化していきます。

## サービス等利用計画作成の進捗状況等について

### 1. サービス等利用計画の作成状況等について

平成26年2月末現在の計画作成件数：846件（全体の約3割）

（内訳：身障146件、知障294件、精神372件、障害児34件）

平成26年2月末現在の特定相談支援事業所指定状況：21カ所

〔参考：平成25年7月現在の作成件数（7月17日決定分まで）：311名〕  
平成25年7月現在の事業所指定状況：18カ所

### 2. サービス等利用計画の作成拡大に向けた今年度の取組について

○利用者向け制度説明会の実施（平成25年4～5月に6回、平成25年12月～翌2月にかけてさらに6回、その他特別支援学校、障害者施設等からの呼び掛けに応じ随時開催）。

○区内の指定特定相談支援事業所職員向けの区独自の研修を年4回実施した。

参考：各回の研修内容

①視覚障害者のサービス利用について ②身体障害者向けの制度・サービスについて  
③精神障害者の制度・サービスについて ④行政と民間の連携について

○相談支援事業所の事務負担を考慮し、モニタリングの実施時期等の支給決定に関する情報を直接区から相談支援事業所に個別提供した。

○支給決定にあたって、サービス及び障害程度区分の有効期限の終期を「原則として利用者の誕生日の属する月」に平準化し計画相談支援に関する業務量の分散を図った。

### 3. 次年度の取組（予定）について

○平成26年度末（平成27年3月31日）までに計画全件作成の体制整備を図るための取組

①障害者相談支援事業所サポート事業（仮称）の実施

…相談事業所で計画作成のための補助職員を雇った場合の人件費の支援制度の構築（国制度（地域人づくり事業）を活用した委託事業、予算額約23,000千円（予定））

②計画作成対象者の数、障害種別等についての各相談支援事業所への事前の情報提供（既に情報提供済）

③サービス等利用計画作成研修会の実施（継続実施 年5回）

⇒以上の取組を推進し、サービス等利用計画の作成を質・量の両面からバックアップする基幹的な相談支援のバックアップ部署（障害者施策課地域ネットワーク推進係）について、平成26年度に一部拡充予定。



杉並区障害者地域相談支援センターの運営状況報告

平成 25 年度から開所した杉並区障害者地域相談支援センターすまいる（以下「すまいる」という。）の 2 月末現在の運営状況については以下のとおりです。

1 相談件数と相談の内訳（4 月～2 月末日現在 累計）

<障害別構成比>

身体 791 名（3.6%） 知的 5,960 名（27.3%） 精神 12,832 名（59.2%）

発達 605 名（2.8%） 難病 49 名（0.2%） 高次脳 165 名（0.8%） その他 1453 名（6.6%）

<相談件数> 19,979 件（うちピア相談件数 759 件）

荻窪 9,297 件 高円寺 5,578 件 高井戸 5,104 件

<相談方法>

訪問 282 件 来所 3,303 件 同行 193 件 電話 12,938 件 メール 593 件

個別支援会議 81 件 関係機関 2,554 件 その他 35 件

2 事業の実施状況

○相談支援

相談の件数は 8 月頃よりほぼ毎月安定してきました。訪問や同行など相談員が出向いて支援を行う機会が増えています。当事者職員やピア相談員などによるピア相談も増加の傾向にあります。

○地域連携ネットワーク

自立支援協議会や地域の障害者に関する会議に積極的に参加しています。ケア 24、福祉事務所や保健センター等の関係職員との意見交換も行いました。個別の支援会議や様々な関係機関との打ち合わせ等の回数も増加しています。すまいるを知ってもらう機会として、毎月のニュースの発行や地域の方にも立ち寄っていただくような事業も行っています。

○本人の自立を支援する事業

各すまいるで実施している事業も定着してきました。事業を継続的に実施することで、社会との接点が少ないような方が目的をもってすまいるに来る機会となっています。ピア相談員の方を交えてグループで活動する機会や、料理など楽しくスキルを上げるような講座も開かれています。11 月にはピア相談員の育成講座も開かれました。

○精神障害者の自立を支援する事業（すまいる荻窪のみ）

近隣地区の精神科病院にピアサポーターが出向き、病院から地域への移行を支援する事業を実施しています。オープンスペースでは、精神障害の方が夕食会や体を動かす機会等を通じて地域生活を充実させています。

3 平成 26 年度に向けて

平成 26 年度には基本的な相談事業を充実させるとともに、ピア相談員の育成や自立を支援する事業にもさらに力を入れていきます。地域との連携もこれまでの関係を基盤に、より関係を深め、連携して障害者の地域生活の充実に努めていきます。

平成25年度地域相談支援センターすまいる相談件数集計表

第3回障害者福祉推進協議会  
平成26年3月25日 資料4-3

平成26年2月末日現在

①支援内容別相談件数		すまいる荻窪		すまいる高円寺		すまいる高井戸		合計	
		相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲
福祉サービス利用	件数	1232	1	558	0	1108	105	2898	106
障害理解		72	8	62	0	163	24	297	32
健康・医療		645	3	254	0	331	39	1230	42
情緒安定		4886	91	2805	2	1418	163	9109	256
保育・教育		4	0	12	0	6	0	22	0
家族・人間関係		256	2	136	0	680	118	1072	120
家計・経済		179	0	80	0	67	4	326	4
生活技術		373	5	189	0	315	33	877	38
就労		552	1	147	0	175	14	874	15
社会参加・余暇		380	1	907	0	810	129	2097	130
権利擁護		49	1	16	0	7	0	72	1
その他		669	5	412	0	24	10	1105	15
計		9297	118	5578	2	5104	639	19979	759
②障害種別件数と実人数		障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児	障害者	障害児
身体	件数	266	0	146	0	379	2	791	2
重症心身		0	0	0	0	0	0	0	0
知的		725	18	2235	9	3000	3	5960	30
精神		8437	1	2883	0	1512	3	12832	4
発達		458	16	79	5	68	3	605	24
難病		2	0	43	0	4	0	49	0
高次脳		76	0	24	0	65	0	165	0
その他		20	0	268	1	1165	1	1453	2
計		9984	35	5678	15	6193	12	21855	62
(内重複障害件数)		(709)	(13)	(115)	(0)	(1100)	(1)	(1924)	(14)
身体	実人数	66	0	54	0	81	2	201	2
重症心身		0	0	0	0	0	0	0	0
知的		92	4	217	2	472	3	781	9
精神		1271	0	400	0	372	1	2043	1
発達		91	3	25	1	21	3	137	7
難病		1	0	14	0	3	0	18	0
高次脳		28	0	4	0	14	0	46	0
その他		19	0	45	1	187	1	251	2
計		1568	7	759	4	1150	10	3477	21
(内重複障害実人数)		(75)	(3)	(41)	(0)	(60)	(1)	(176)	(4)
③支援方法別相談件数		相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲	相談区分1	相談区分2 (ピア相談)再掲
訪問	件数	160	0	29	0	93	1	282	1
来所		984	0	1331	0	988	158	3303	158
同行		101	0	49	0	43	5	193	5
電話		6383	118	3226	2	3329	451	12938	571
メール		208	0	239	0	146	2	593	2
個別支援会議		46	0	13	0	22	0	81	0
関係機関		1414	0	660	0	480	6	2554	6
その他		1	0	31	0	3	0	35	0
計		9297	118	5578	2	5104	623	19979	743

杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について

障害者虐待防止に関する区の取り組みについては下記の通り。

1 通報後の対応状況（平成24年10月1日～平成26年2月28日）

① 通報・相談件数 52件	
② 事実確認調査数 31件 (立ち入り調査1件含む)	○虐待確認数 10件 緊急分離0、経過観察2、引き継ぎ4、新たなサービス等調整2、 終結2（環境改善）
	○上記以外 21件 経過観察4、引き継ぎ10、新たなサービス等調整5、対応不要2

2 通報・相談件数の内訳

以下の件数は虐待が疑われる段階や事実確認ができない場合も含んでいる。

通報・相談者内訳 (複数通報あり)	本人	家族	近隣	相談支援専門員	関係機関	知人	その他
	19	6	2	5	15	4	3
虐待の種別	養護者		障害者福祉施設従事者等		使用者	その他	
	27		12		4	9	
虐待の種類 (重複あり)	身体的	性的	心理的	放棄・放任	経済的		
	25	4	34	8	8		
障害別 (重複あり)	身体	知的	精神	高次脳	発達	その他	
	15	18	16	2	3	8(高齢者等)	

3 障害者虐待ケース検討会について

月に1回、関係機関（すまいる、福祉事務所、ヘルパー事業所等）の職員とともに事例検討会を実施している。

隔月で精神科医・弁護士のスーパーバイザーを依頼し、虐待が疑われる等ケースについての状況や事案を分析し、その対応等について専門的な助言を受けている。

4 普及啓発について

- (1) 障害者虐待防止のパンフレットとグッズ（クリアファイル）約2500部を関係機関窓口、イベント等で配布。
- (2) 25年10月22日 居宅介護・移動サービス事業者向け研修「これって虐待？虐待の芽？」を実施。（白梅学園大学教授・Pa n d A - J代表 堀江 まゆみ 氏）
- (3) 26年3月5日 通所施設職員向け講演会「施設における障害者虐待とその予防について～信頼される施設を目指して～」を実施。（毎日新聞論説委員：野澤 和弘 氏）

## 災害時要援護者の支援のための行動指針 ＜平常時の備え・安否確認編＞（案）

### はじめに

区では、災害時において特に避難行動や避難生活に支援を要する方を「災害時要援護者（以下「要援護者」という）」として位置付け、事前の登録制度「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」（以下、たすけあいネットワーク）により、発災時の迅速な救援活動の準備を進めてきた。

平成19年12月の制度開始時には1,523名だった登録者も平成25年12月には約8,000名に増え、登録者が災害時に必要となる支援の内容、その多様性が明らかになってきた。

近い将来起こる確率が高いといわれている首都直下地震等に備え、要援護者一人ひとりのニーズに沿った迅速かつ的確な支援を行う地域一丸となった体制を構築するため、これまでの検討を踏まえて「災害時要援護者の支援のための行動指針（以下「指針」という）」を定める。

この指針は、今後、さらなる検討を重ね充実を図っていく。

なお、この指針の内容について、既に進んだ取り組みを行っている地域についてはそのやり方を優先するものとし、必要な部分を取り込みながら進めるものとする。

### 1 定義（支援の対象）

**この指針でいう「要援護者」とは「たすけあいネットワーク登録者」を指す。**

この指針においては、事前に情報を得ている「たすけあいネットワーク」登録者を災害時要援護者対策の基本としている。

しかし、災害時要援護者は加齢や疾病・障害による心身機能の低下等によって災害時の情報入手や理解、危険性の察知、迅速な避難行動を起こすことが困難（又は不可能）な者、乳幼児とその保護者や妊産婦等、幅広く存在していると考えられる。

登録者以外の要援護者支援については、本指針に準じて対応することとする。

### 2 災害時要援護者支援の基本的な考え方

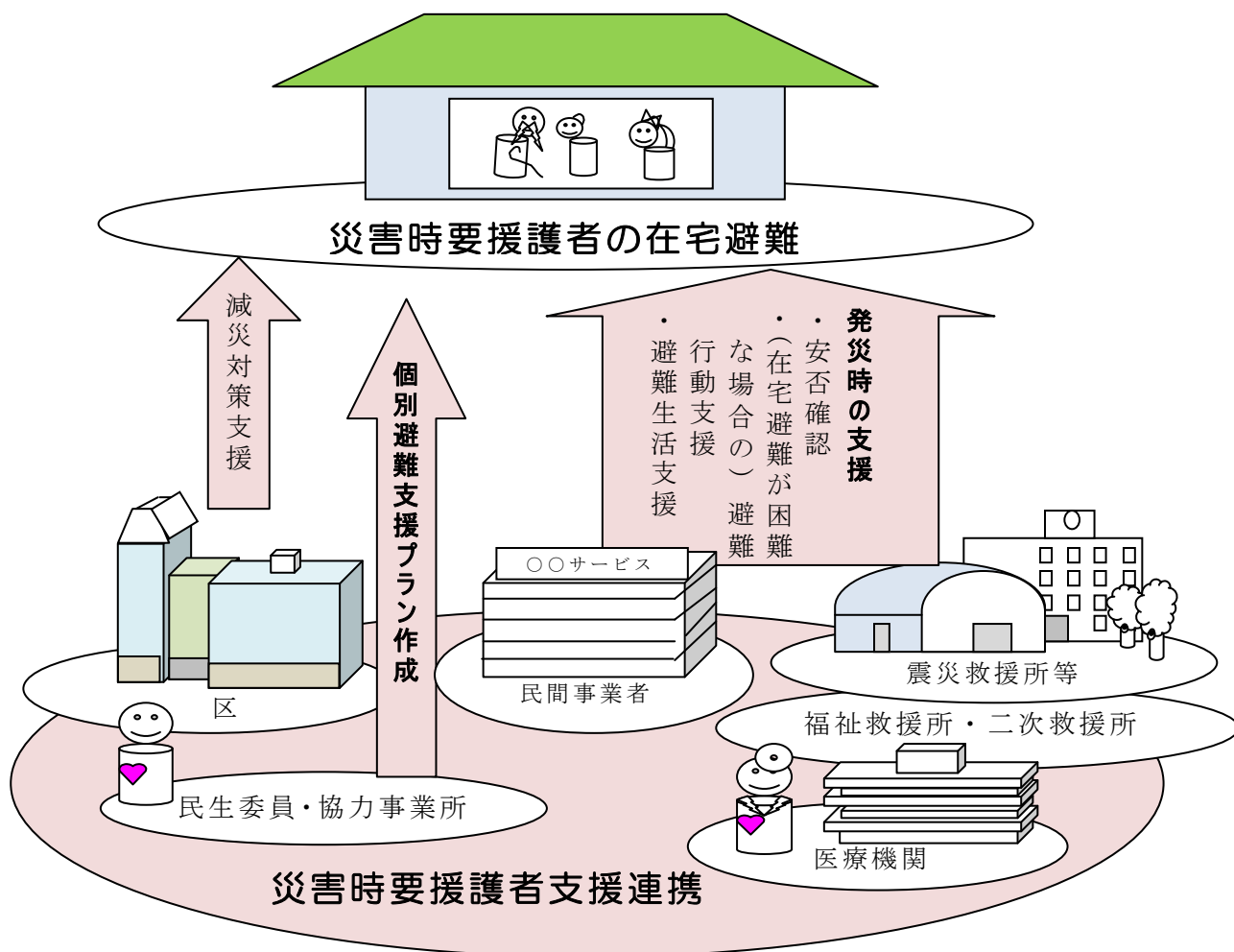
**自宅が火災や建物倒壊等の危険性が無い場合、在宅（自宅）避難を原則とする。**

要援護者の支援については、これまで震災救援所等への「避難所避難」を中心

に考えてきたが、今後は自宅避難を中心とする「在宅避難」を原則とする。

指針において震災救援所や民間事業者及び区の避難支援や各機関同士の連携については「在宅避難」を基本に構築する。

### 【在宅避難のイメージ】



## 3 災害時要援護者の役割

### (1) 平常時

災害時要援護者は、

- ① 「自宅の耐震診断」「家具転倒防止器具設置助成」を利用し、自宅の耐震化を進める。
- ② 自身の在宅避難に必要な備えを確認し、備蓄する。
- ③ 「救急情報キット」に個別避難支援プランを保管する。

① 在宅避難のため「自宅の耐震診断」及び「家具転倒防止器具設置助成」などを活用して、在宅での発災時の危険を減らし、自らの身の安全の確保に努める。

② 在宅での発災当初の避難生活を想定し、最低3日分程度、自身と家族の生命維持に係る備え（医薬品・人工呼吸器の非常用電源など）、生活物資（食料・水な

ど)の備蓄を行う。

- ③ 中長期の避難生活を想定し、避難生活が長引くことによって必要となる医療的なケアや都外など遠隔地の避難先についても支援者が確認できるよう、個別避難支援プランを自宅の「救急情報キット」で保管しておく。

## (2) 災害発生後

災害時要援護者は、

- ① 災害発生後の不要な外出を避け、安全が確認されたら極力自宅にとどまる。
- ② 外出先での被災の場合、安全を確認し自宅へ避難する。
- ③ 自宅以外に避難した場合、日常的な支援を受けている者に所在を連絡する。

- ① 要援護者は火災や建物倒壊等の危険性がある場合を除き、不要な外出は控え、自宅にとどまる。
- ② 外出先で被災した場合、災害発生直後の移動は危険が多いため、安全を確認したうえで、速やかに自宅へ避難する。
- ③ 自宅以外の病院又は親族宅などに自主的に避難した場合、自宅のドアに「(仮称)安否確認シール」(5ページ参照)を貼るなどして、介護事業者や訪問看護事業者など日常的に支援を受けている事業者等へ避難先を連絡する。

## 4 震災救援所の役割

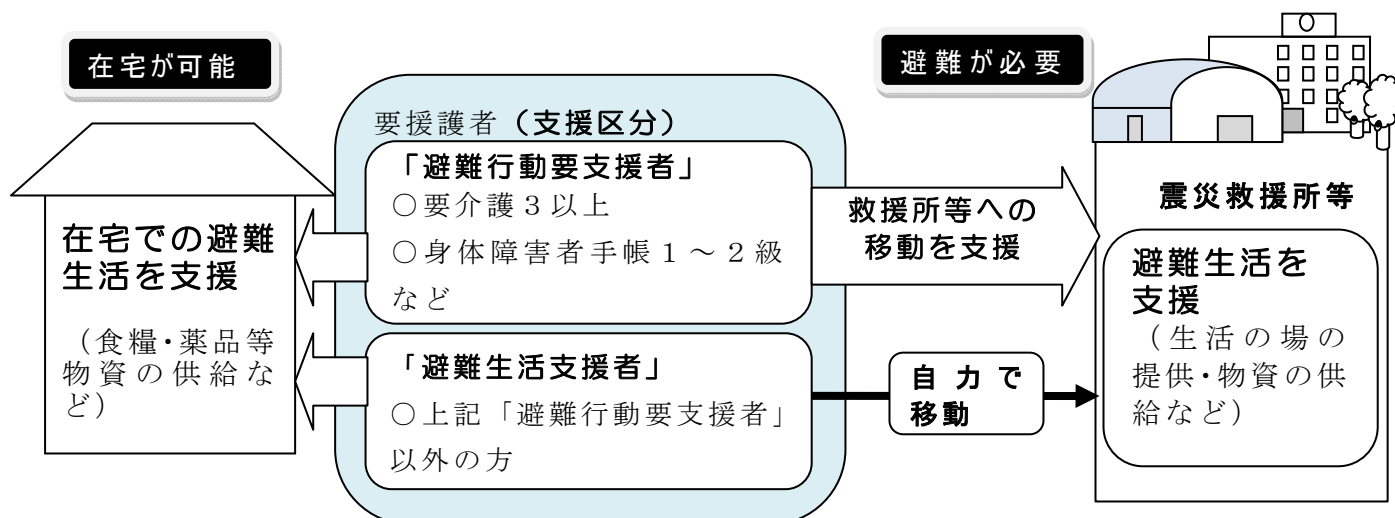
### (1) 平常時

震災救援所は、

- ① 個人情報保護研修を積極的に受講する。
- ② 登録者の状況に応じた「支援区分」により支援の内容を確認する。
- ③ 災害発生を想定し、要援護者支援の訓練・準備を行う。
- ④ 協力者(近隣住民・民間事業者等)へ避難支援会議の参加を呼びかける。

- ① 震災救援所運営連絡会員は「個人情報保護研修」を受講し、登録者台帳の記載に基づき、以下に掲げる震災救援所の想定訓練など対応準備を行う。
- ② 登録情報に基づく要援護者の支援区分により避難支援方法を確認する。

## 【支援区分による避難支援の違い】



- ③ - 1 登録台帳をもとに安否確認ルート又はグループ分けを作成し、発災後の速やかな安否確認の準備を行う。
- ③ - 2 発災時に募集する「(仮) 救援協力者」募集案内 (活動内容・保険加入の説明)、及び個人情報保護研修資料 (個人情報の取り扱い注意事項) を事前に作成しておく。(様式は区が別に定める)
- ③ - 3 安否確認、救助、搬送及び情報伝達にかかる準備・訓練を行う。
- ④ 避難支援会議へ、民間事業者や近隣住民の参加を呼びかけるなど、地域が連携した支援体制の強化を図る。

## (2) 災害発生後

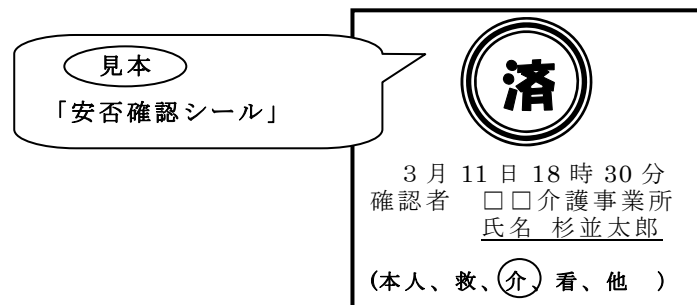
震災救援所は、

- ① 被災者等から「(仮) 救援協力者」を募集し活動態勢を整える。
- ② 速やかに要援護者の安否確認を行い、救助の必要な者を発見した場合は救助・搬送活動につなげる。
- ③ 救助搬送の情報を基に「救助・搬送班」を編成し、活動を指示する。
- ④ 安否確認及び搬送活動は、支援者自身の安全管理に十分配慮して行う。

①各震災救援所は、立ち上げ後「安否確認」や「救助・搬送」など救援所の運営のため、地域住民や避難者などから「(仮) 救援協力者」を募集して態勢を整える。

②- 1 震災救援所の救護支援部長は、安否確認において事前に設定された巡回コースを基本に、各チーム3名以上で巡回するよう指示する。

- ② - 2 安否確認は「安否確認チェックシート」を基に健康状態・避難の要否・要望等を聞き取る。その後、本人了解のうえ「安否確認シール」(下図参照)を自宅ドアに貼る。不在の場合は「不在連絡票」を置く。また、聞き取った要望を元に生活支援を行う。
- ② - 3 安否確認の際、要援護者が救助の必要な状態(怪我・下敷き)と判断できる場合は消防署へ通報する。状況に応じて救護支援部長に「対象者、状態、救助・搬送応援の要否」などの救援状況を連絡する。
- ③ - 1 救護支援部長は救援状況に基づき「救助・搬送班」を編成する。
- ③ - 2 救護支援部長は、要援護者の状況及び施設の開設状況を確認の上、二次救援所、福祉救援所、医療機関等に搬送先を振り分け、「救助・搬送班」に指示する。
- ・ 二次救援所・福祉救援所への搬送は、原則として避難行動要支援者を優先して考える。
  - ・ 震災により負傷した方については、直ちに119番通報か震災救援所への報告かなど、安否確認班が適宜判断する。
- ④ 発災時の安否確認及び避難支援にあたっては、「夜間の活動」「単独行動」「火災発生区域の侵入」といった危険を伴う行動は控えるなど、二次災害を防止し、安全管理に配慮する。



## 5 二次救援所の役割

### (1) 災害発生後

二次救援所は、

- ① 震災救援所(学校)に比べて、和室、エレベーターがあることなどから、心身状態により震災救援所での避難生活が極めて困難な要援護者の受け入れに適している。
- ② 基本的に専門的な介護や医療提供などの支援は行わない。

- ① 二次救援所となる地域区民センターには、多数の中規模の部屋や誰でもトイレがあることから、音に敏感で静かな環境がないと心身状態が悪化する方や一般者用トイレが使用できない要援護者の避難場所に適している。また、授乳中の乳幼児やその保護者の利用にも適している。



- ②二次救援所には医療や介護の専門スタッフは配置されておらず、基本的に専門的な介護や医療提供は行わないことから、自力か家族等の支援により避難生活が可能な要援護者の利用とする。

## 6 福祉救援所の役割

### (1)災害発生後

福祉救援所は、

- ① 区の要請に応じて、特別な支援や介護を必要とし、二次救援所では生活が困難な要援護者を臨時的、応急的に受入れる避難場所として開設する。
- ② 受入れた避難者に対して、可能な範囲でニーズに応じた専門性の高い支援を行う。
- ③ 福祉救援所を閉鎖して業務を再開する時機については、被災状況、避難者の心身状態、近隣避難所の状況等を勘案し、区と協議のうえ決定する。

- ① 福祉救援所は、協定を結んだ民間の入所施設や区が指定した区立障害者通所施設などであり、高齢者や障害者にとって比較的利用し易く、専門スタッフもそろっている。

福祉救援所への避難には、高齢者や障害者等のうち、専門的な支援が必要な方が適している。

## 7 区の役割

### (1)平常時

区は、

- ① 災害時要援護者に対し、「地域のたすけあいネットワーク」の登録勧奨をする。
- ② 災害時要援護者に対し、減災対策の支援充実と周知を図る。
- ③ 災害時の情報を集約・提供する仕組みを充実する。
- ④ 震災救援所の先駆的な取組み事例を様々な方法で全震災救援所に紹介する。
- ⑤ 災害時要援護者対策に関する考え方や基本的な仕組みに関する情報をわかりやすく発信する。
- ⑥ 民間事業者に対し、震災救援所や区との安否確認情報の共有について協力を求める。また、平常時の備えから発災時の対応までの一連の流れの中での連携体制作りを進める。

- ① 区は、加齢や疾病・障害による心身機能の低下等によって災害時の情報入手や理解、危険性の察知、迅速な避難行動を起こすことが困難と思われる方や避難生活に配慮が必要な方に、「地域のたすけあいネットワーク」登録勧奨を行う。

- ② - 1 区は「たすけあいネットワーク」登録者（要援護者）に対して「自宅の耐震診断」及び「家具転倒防止器具設置助成」などの減災対策の利用を促進し、また支援策の充実を図る。
- ② - 2 区は、在宅避難生活に必要な生活品（最低3日程度）及び常用している医薬品等を確保するよう呼びかけ、災害時の備蓄を支援する。
- ③ 区は、震災救援所・二次救援所・福祉救援所・医療救護所等の開設状況や、様々な支援機関が集めた安否確認情報など、避難支援に必要な情報を一元的に管理できるシステムを構築する。また、構築までの間の情報の提供・集約を行う仕組みを整備する。
- ④ 区は、各震災救援所の取組みを把握し、他の救援所でも取り組めるような先駆的な取組みについて拾い出し、全震災救援所へ紹介することで、要援護者支援強化の底上げを図る。
- ⑤ 区は、災害時要援護者対策に関する平常時の備えや災害発生時の対応の仕組みなどの情報について、区民や民間事業所等にわかりやすく提供し、それぞれの役割の共有化を図る。
- ⑥ - 1 区は、民間事業所に対して、発災時の安否確認情報の区への提供についての協力を求める。また、安否確認の際のツールとして、安否確認チェックシート、安否確認シール、不在連絡票の活用を働きかける。
- ⑥ - 2 区は、上記安否確認に加え、個別避難支援プランの作成、救助・搬送、避難生活支援等での連携協力について具体的検討を行い、協定締結等により支援体制の強化を図る。

## （2）災害発生後

区は、災害対策本部の方針決定に基づき、災害時要援護者の避難支援について以下のことを行う。

- ① 救援隊本隊（7地域）を設置し、災害対策方針を下部組織に伝える。
- ② 二次救援所・福祉救援所の開設（民間施設の場合は開設要請）を行う。
- ③ 災害時要援護者原簿を震災救援所、消防署・警察署等に提供する。
- ④ 災害時要援護者の安否確認結果や被災状況等、災害時要援護者支援に関する情報の提供・集約等を行う。
- ⑤ 関係団体との連絡調整を行う。

## 用語解説

用語	解説

### <用語例>

- ①地域のたすけあいネットワーク（地域の手）
- ②災害時要援護者
- ③災害時要援護者原簿
- ④個人情報保護研修
- ⑤個別避難支援プラン
- ⑥救急情報キット
- ⑦震災救援所
- ⑧震災救援所運営連絡会
- ⑨避難支援会議
- ⑩二次救援所
- ⑪福祉救援所
- ⑫医療救護所
- ⑬避難行動支援
- ⑭避難生活支援
- ⑮家具転倒防止器具設置助成
- ⑯安否確認チェックシート
- ⑰安否確認シール
- ⑱不在連絡票
- ⑲救援隊本隊
- ⑳救援協力者

## 平成25年度杉並区地域自立支援協議会の取り組みについて

### 1 平成25年度杉並区地域自立支援協議会の取り組み

#### (1) 地域自立支援協議会の運営方法について

- ・協議会の位置づけ、これまでの取り組み内容の確認と課題の確認（情報発信・当事者意見の反映・本会と各部会との課題共有等）を行った。

#### (2) 障害者地域相談支援センターの地域ネットワークについて意見交換

第2回の協議会において、すまいる各センター長より、運営状況を踏まえ「関係機関との連携」「区全域のネットワークと担当エリア内のネットワーク」の観点から、相談件数・ケア会議等の実施状況等の報告を行った。委員からは学齢期の家族からの相談件数の質問や、就労支援についての連携について意見が出された。

#### (3) 第3回「シンポジウム」の実施について

- ・実施日時：平成26年1月20日（水）13：15～17：00
- ・テーマ：「医療的なサポートが必要な障害者の地域生活を考える」
- ・講師・内容：飯野 順子氏（NPO 法人地域サポート研究所理事長）  
「医療的ケアの変遷と今後の展望～重度障害者の地域生活を支えていくために」
- ・第二部・パネルディスカッション「医療的サポートが必要な障害者の地域生活を考える」

### 2 平成25年度相談支援部会・地域移行促進部会での取り組み

#### (1) 相談支援部会

特定相談支援事業所含む全相談支援事業所と関係機関の参加で、3グループに分かれて事例討議を中心に相談支援を展開していく上での課題抽出を行った。①高齢期の支援について②重症心身障害児（者）のネットワーク構築について③障害に対する住宅関連の支援について④手厚い支援が必要な複合的な課題を有するケースについての4課題を挙げた。26年度は抽出された課題を中心に取り組みを継続していく予定。

#### (2) 地域移行促進部会

24年度に引き続き、地域相談支援の中でも具体的なサービスイメージがつきにくい「地域定着支援」について、地域移行型入所施設すだちの里や、地域移行後のグループホームでの取り組みの紹介、単身生活事例の紹介など通して意見交換を行った。また12月に区内の障害者に関わる相談支援機関にアンケート形式で、地域定着支援に関する期待や支援中で該当する当事者がいるかなどの意識調査を行った。

調査結果をもとに意見交換を重ね、サービス提供できる一般相談支援事業所数の少なさと相まって「地域定着支援」サービスを利用しにくい現状があるため、対象者を限定するのではなく、利用が望ましいと考える方にサービス等利用計画の作成とセットで利用促進を図ることを提案することとした。

# 地域生活に関する調査報告書（概要版）

## 【1】調査概要

### ●調査実施の目的

保健福祉計画（障害者計画）と障害福祉計画の改定にあたり、障害者の方の生活状況やサービスの利用意向などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

### ●調査の種類と方法及び回収状況

調査種類		調査対象者数	発送数	抽出率	有効回収数	有効回収率
A 身体障害者 手帳所持者	肢体不自由	6,667人	1,214件	18.2%	466件	38.4%
	内部障害	4,497人	736件	16.4%	240件	32.6%
	視覚障害	1,004人	350件	34.9%	124件	35.4%
	聴覚・言語などの障害	1,245人	450件	36.1%	329件	73.1%
B愛の手帳所持者		2,131人	836件	39.2%	372件	44.5%
C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人		125人	125件	100.0%	54件	43.2%
D精神障害者保健福祉手帳所持者		2,624人	799件	30.4%	320件	40.1%
E発達障害のある人		—	—	—	5件	—
F高次脳機能障害のある人		—	—	—	52件	—

1962件

調査対象者：A・B・C・Dは、年齢階層ごとに設定した発送数を無作為抽出。

E・Fは、こども発達センター、児童発達支援事業所、杉並区障害者地域相談支援センター、地域生活支援担当（障害者福祉会館）に調査を依頼。

調査方法：A・B・C・Dは郵送により配付・回収（視覚障害者は、一部区職員による聞き取り調査）。

E・Fは郵送による回収（高次脳機能障害者は、一部区職員による聞き取り調査）。

調査期間：平成25年12月20日（金）～平成26年1月8日（水）

### ●報告書概要版利用上の留意点

- ・回答者数：図表中の「件数」は、各設問に該当する回答者の総数であり、設問によって件数は異なる場合があります。
- ・図表の単位：回答率（%）は小数点第2位を四捨五入して表示しているため、合計が100%にならない場合や表示上小数点が表せない場合があります。
- ・複数回答：複数回答のグラフは、回答率（%）の合計は100%を超えています。
- ・Eは有効回収数が5件と少ないため、参考としてグラフ中に記載するのみとし、本文中での分析は省略するものとする。
- ・ここで掲載できなかったものについては、報告書に掲載します。

●設問項目

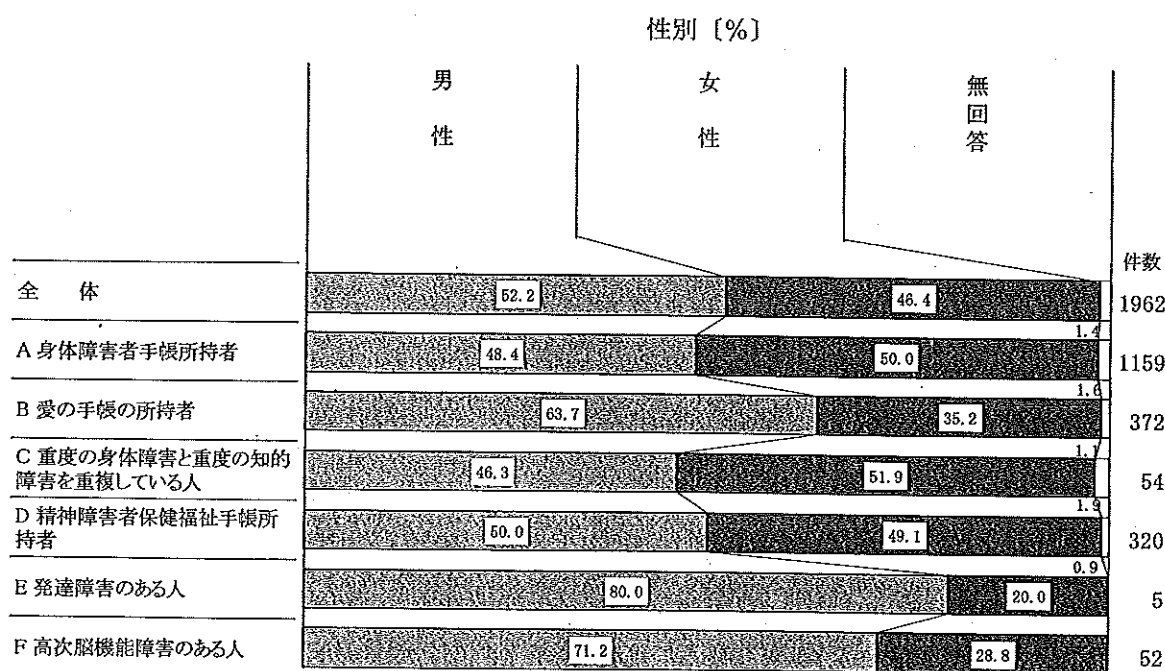
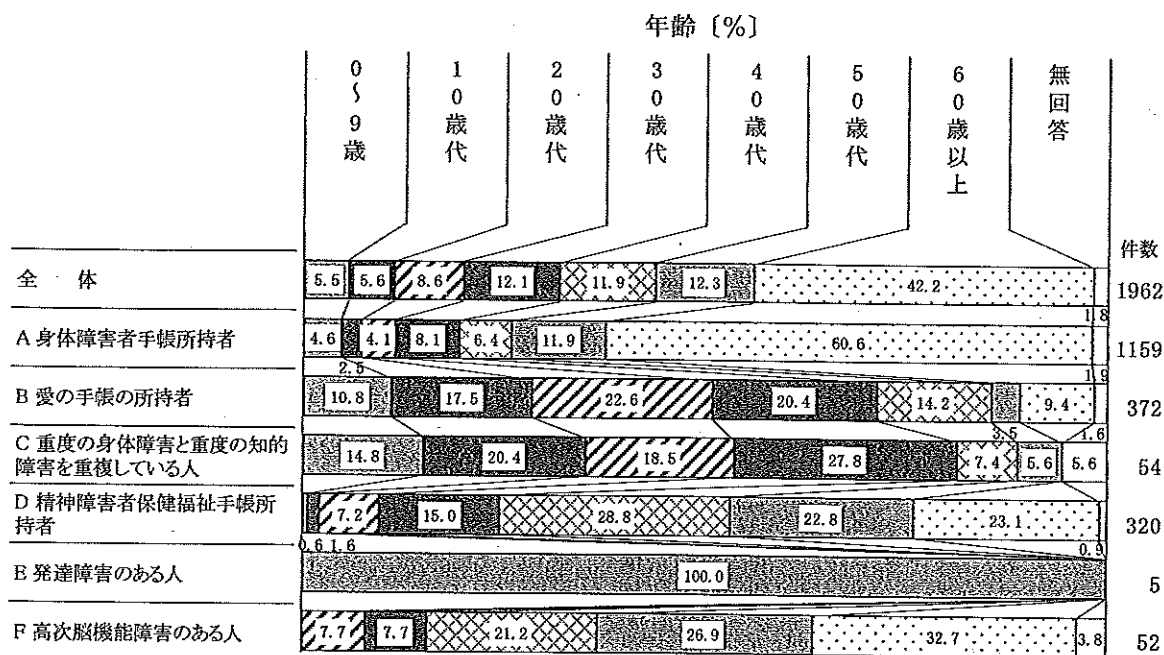
種別	設問項目	調査種類					
		A身体障害者手帳所持者	B愛の手帳所持者	C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D精神障害者保健福祉手帳所持者	E発達障害のある人	F高次脳機能障害のある人
回答者の基本属性	回答者[%]						
	年齢[%]	○	○	○	○	○	○
	性別[%]	○	○	○	○	○	○
	障害者手帳の等級[%]	○	○	○	○	○	○
	愛の手帳の度数[%]						
	精神障害者保健福祉手帳の等級[%]		○				
	障害者手帳の有無[%・複数回答]				○		
	障害種類[%]					○	○
	発達障害の診断[%]	○					
	障害を負った原因[%]				○	○	
	障害に気付いた、または障害を負った年齢[%]						
	家計を支えている人[%]	○		○	○	○	○
	本人収入の種類[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	本人の収入額[%]	○	○	○	○	○	○
住まい・世帯の状況	現在の住まい[%]	○	○	○	○	○	○
	同居家族[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	主な介護者[%]	○	○	○	○	○	○
	介護者の年齢[%]	○	○	○	○	○	○
	将来暮らしたい場所[%]	○	○	○	○	○	○
健康・医療について	通院の頻度[%]	○	○	○	○	○	○
	かかりつけ医療機関の有無[%]	○	○	○	○	○	○
	健康診断・歯科健診の受診状況[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
障害者へのサービスについて	障害者サービスの利用状況(7サービス)[%]	○	○	○	○	○	○
	障害者サービスの利用意向(7サービス)[%]	○	○	○	○	○	○
	必要な情報の入手先[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	点字の読解[%]	○	○	○	○	○	○
相談機関	手話の利用[%]	○					
	相談相手の有無[%]	○					
	利用する相談機関[%・複数回答]	○		○	○	○	○
地域のたすけあいネットワーク・災害時の備えについて	成年後見制度の利用[%]	○	○	○	○	○	○
	地域のたすけあいネットワークへの登録[%]	○	○	○	○	○	○
	未登録の理由[自由記述]	○	○	○	○	○	○
	災害時の備え[%]	○	○	○	○	○	○
余暇やコミュニケーションについて	震災救援所の把握[%]	○	○	○	○	○	○
	余暇を楽しむ場[%]	○	○	○	○	○	○
	自由な時間に行っている活動[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
通学時の状況について(18歳未満)	気軽に話せる人の有無[%]	○	○	○	○	○	○
	【話せない人】コミュニケーションをとる工夫[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	【就学前児童】就学前児童の過ごし方[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	【就学前児童・就学児童】子育て支援で希望する事業[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	【就学児童・生徒】通学先[%]	○	○	○	○	○	○
就労について(18歳以上)	放課後過ごす場所[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	子育て施策全体への意見・要望[自由意見]	○	○	○	○	○	○
	就労状況[%]	○	○	○	○	○	○
	就労形態[%]	○	○	○	○	○	○
	勤続年数[%]	○	○	○	○	○	○
	就労生活の継続に重要なこと[%]	○	○	○	○	○	○
	【作業所で就労】一般就労への意向[%]	○	○	○	○	○	○
	【未就労者】日中過ごす場所[%]	○	○	○	○	○	○
【未就労者】就労意向[%]	○	○	○	○	○	○	
嫌な思いや偏見をもたれたこと	嫌な思いや偏見をもたれたこと[%]	○	○	○	○	○	○
	【嫌な思いや偏見をもたれた人】具体的な内容[自由記述]	○	○	○	○	○	○
区の施策で力を入れる必要があるもの	力を入れる必要がある障害者施策[%・複数回答]	○	○	○	○	○	○
	今後10年間の杉並区に望むこと[自由記述]	○	○	○	○	○	○

## 【2】 回答者の基本属性

### ● 回答者の年齢・性別（問：あなた（ご本人）の年齢・性別をお答えください。）

年齢は、全体で「60歳以上」が42.2%と多くを占めており、30～50歳代がそれぞれ10%強となっています。障害種類別では、A身体障害者手帳所持者は「60歳以上」が60.6%と半数を超えており、F高次脳機能障害のある人は「60歳以上」が32.7%を占めています。

性別は、全体で「男性」が52.2%、「女性」が46.4%と、男性の割合がやや高くなっています。障害種類別では、B愛の手帳所持者、F高次脳機能障害のある人で「男性」が60%以上を占めています。



●障害者手帳の障害程度等級・障害者手帳の所持状況（問：あなた（ご本人）の身体障害者手帳の等級は何級ですか？、愛の手帳は何度ですか？、精神障害者保健福祉手帳は何級ですか？または障害者手帳をお持ちですか？）

A 身体障害者手帳所持者では「1級（32.6%）と「4級（21.5%）」が多くみられます。B 愛の手帳所持者では「4度」が 42.7%と半数近くを占めています。D精神障害者保健福祉手帳所持者では「2級」が 39.1%、また、F 高次脳機能障害のある人のうち障害者手帳の所持率は94.2%が所持しています。

A 身体障害者手帳の等級(%)									B 愛の手帳の度数(%)					
全体	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無回答		全体	1度	2度	3度	4度	無回答
1159	378	169	192	249	57	71	43		372	6	77	112	159	18
100.0	32.6	14.6	16.6	21.5	4.9	6.1	3.7		100.0	1.6	20.7	30.1	42.7	4.8

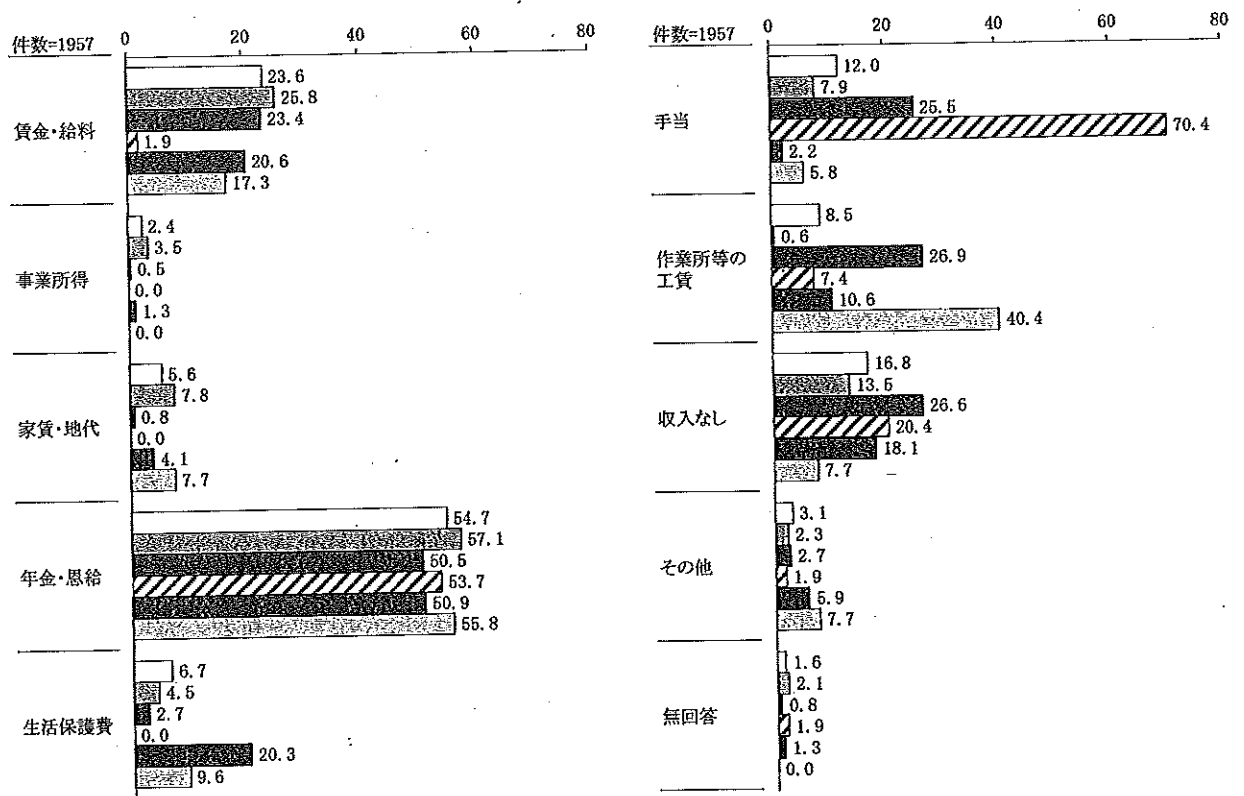
D 精神障害者保健福祉手帳の等級(%)						E 障害者手帳の有無(%・複数回答)						F 障害者手帳の有無(%・複数回答)					
全体	1級	2級	3級	4級	無回答	全体	身体障害者手帳を持っている	愛の手帳を持っている	精神障害者保健福祉手帳を持っている	何も持っていない	無回答	全体	身体障害者手帳を持っている	愛の手帳を持っている	精神障害者保健福祉手帳を持っている	何も持っていない	無回答
156	34	61	58	-	3	5	-	1	-	4	-	52	35	-	14	2	2
100.0	21.8	39.1	37.2	-	1.9	100.0	-	20.0	-	80.0	-	100.0	67.3	-	26.9	3.8	3.8

●本人の収入の種類（問：平成24年中のあなた（ご本人）の収入の種類についてお答えください。）

「年金・恩給」が54.7%と多く回答されており、「賃金・給料」は23.6%、「収入なし」が16.8%回答されています。

「年金・恩給」はCを除く全ての障害種類別で最も多く回答されており、ついで、B愛の手帳所持者では「作業所等の工賃」「収入なし」が、D精神障害者保健福祉手帳所持者では「賃金・給料」「生活保護費」が、F高次脳機能障害のある人では「作業所等の工賃」が多く回答されています。C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「手当」が最も多く、ついで、「年金・恩給」が多く回答されています。

本人収入の種類 [%・複数回答]

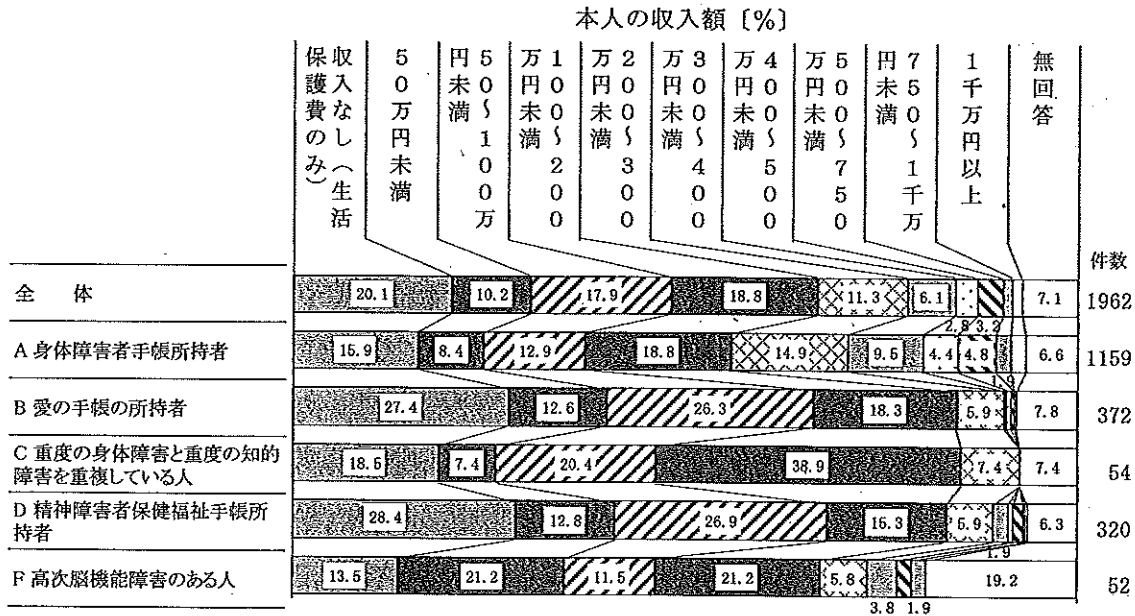


凡例  
 □ 全体  
 ▨ A 身体障害者手帳所持者  
 ▩ B 愛の手帳の所持者  
 ▧ C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人  
 ▦ D 精神障害者保健福祉手帳所持者  
 ▤ F 高次脳機能障害のある人  
 (※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)



●本人の収入額（問：あなた（ご本人）の平成24年中の収入額（上記のうち生活保護費のみ除く）はいくらですか？）

「収入なし」が20.1%、「50～100万円未満」と「100～200万円未満」がそれぞれ20%弱で続いています。「収入なし」、「50万円未満」、「50～100万円未満」の合計は、D精神障害者保健福祉手帳所持者で68.1%、B愛の手帳所持者で66.3%、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で46.3%と多くなっています。



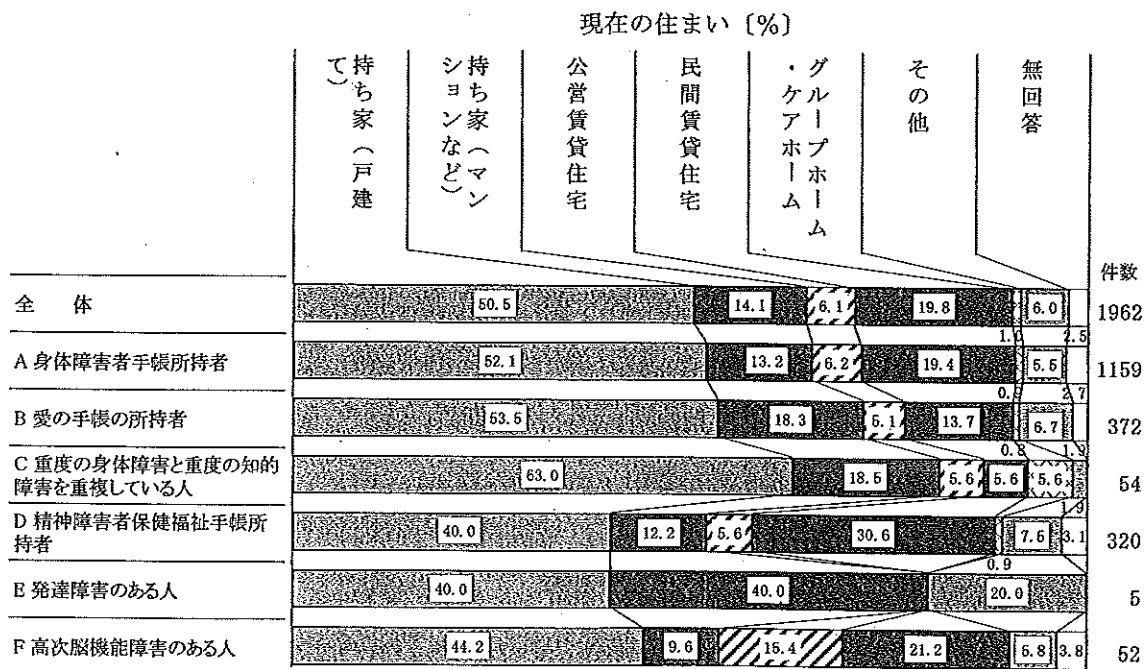
（※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。）

### 【3】住まい・世帯の状況

●現在の住まい（問：あなた（ご本人）の現在のお住まいの状況を選んでください。）

「持ち家（戸建て）」が50.5%と半数で、「民間賃貸住宅（19.8%）」「持ち家（マンションなど）（14.1%）」が続いています。

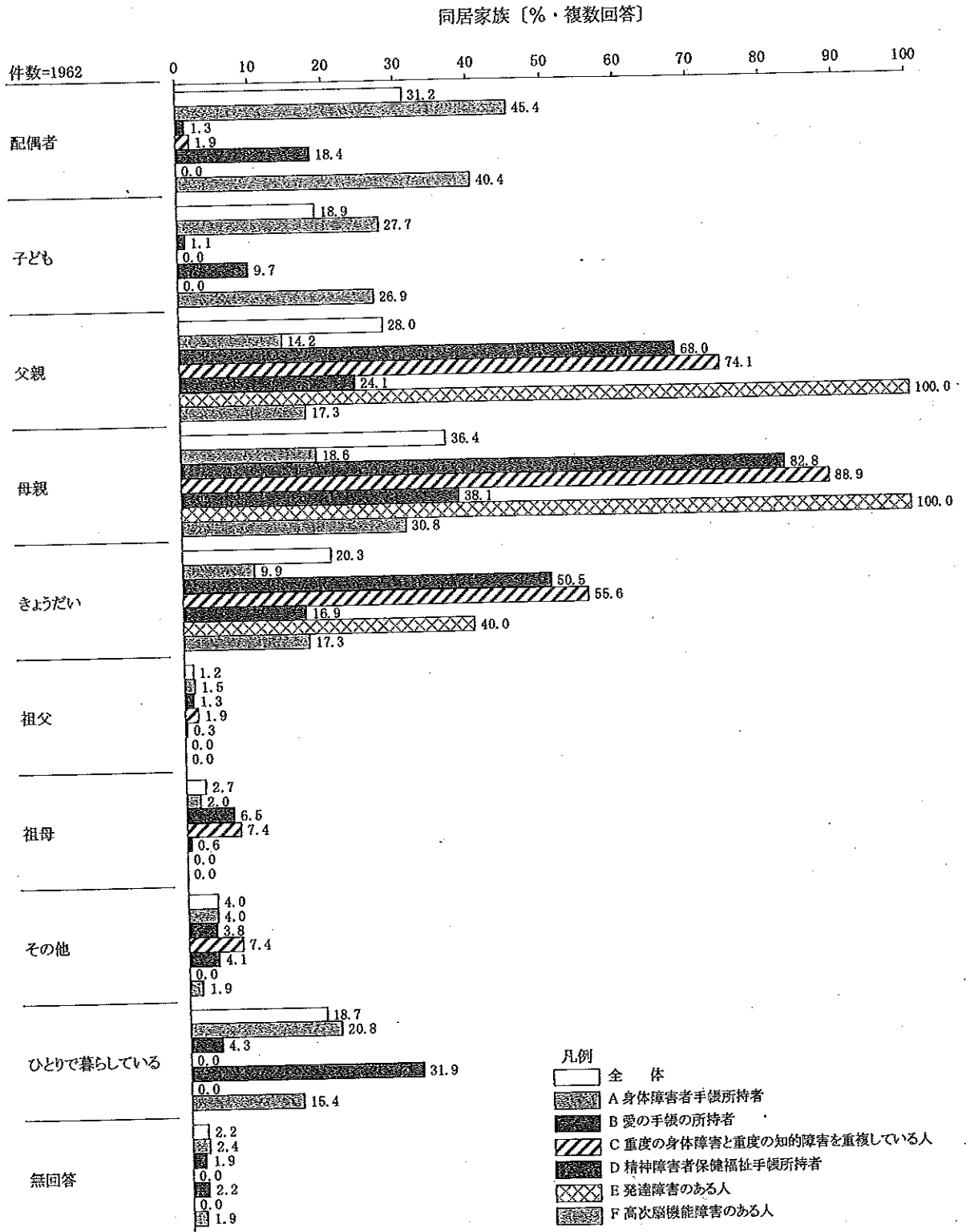
D精神障害者保健福祉手帳所持者で、「民間賃貸住宅」が多く回答されています。



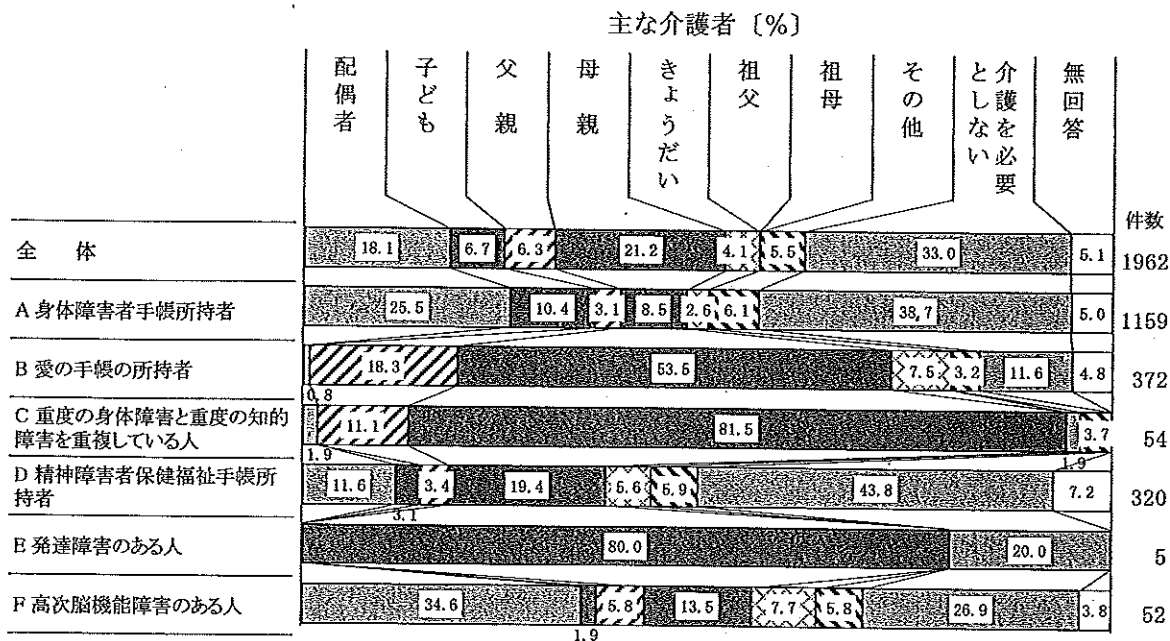
●同居家族（問：現在、あなた（ご本人）と一緒に暮らしている人はどなたですか？）

全体では「母親」の36.4%、「配偶者」の31.2%が多くみられます。回答者の年齢等により同居家族の回答は異なります。

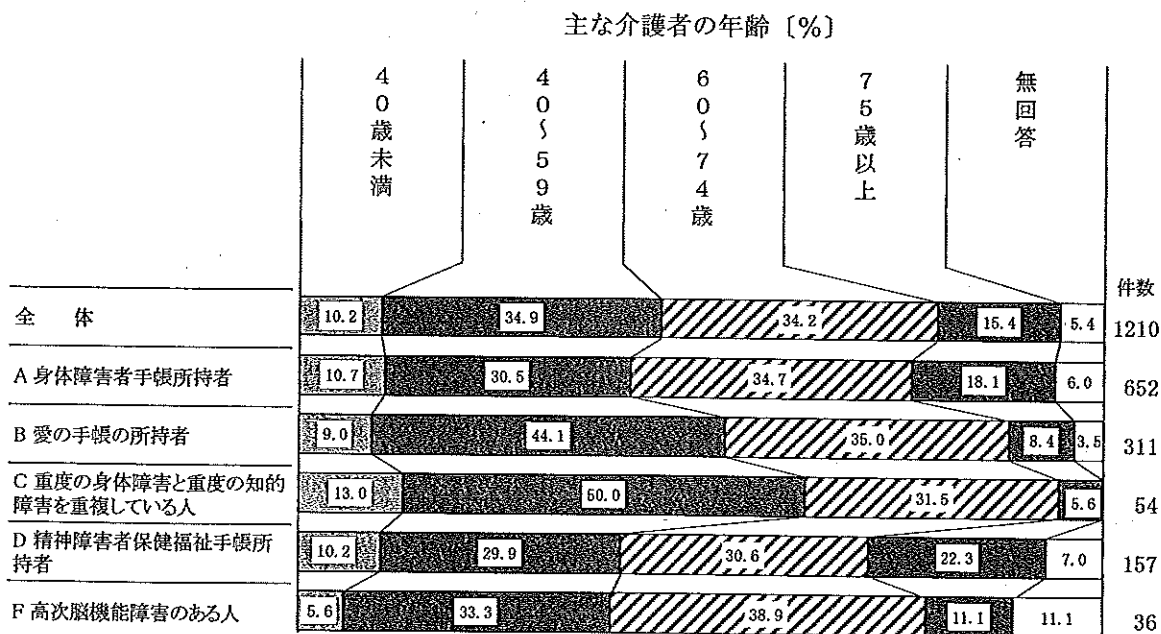
障害種類別では、B愛の手帳所持者、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で、「母親」と「父親」の割合が特に高く、A身体障害者手帳所持者とF高次脳機能障害のある人で「配偶者」の割合が高くなっています。D精神障害者保健福祉手帳所持者では「母親」「ひとりで暮らしている」が多く回答されています。



●主な介護者（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）はどなたですか？）  
 全体では、「介護を必要としない」が33.0%で多いものの、約60%が介護者について回答しています。主な介護者として、「母親」が21.2%、「配偶者」が18.1%と多く回答されています。障害種類別では、A身体障害者手帳所持者とD精神障害者保健福祉手帳所持者では「介護を必要としない」が多く、B愛の手帳所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「母親」が特に多く、F高次脳機能障害のある人では「配偶者」が多く回答されています。



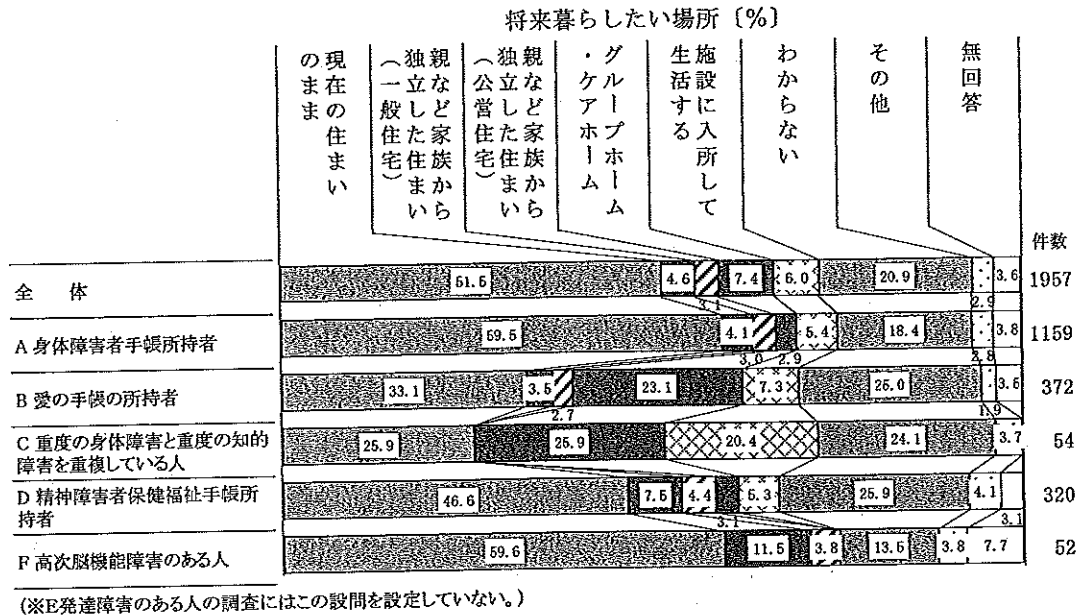
●介護者の年齢（問：あなた（ご本人）を主に介護している方（同居、別居に係らず）の年齢をお答えください。）  
 介護者の年齢は、「60～74歳」が34.2%、「75歳以上」が15.4%で、合わせると60歳以上が49.6%になります。



(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

●将来暮らしたい場所（問：あなた（ご本人）は将来どこで暮らしたいと思っていますか？）

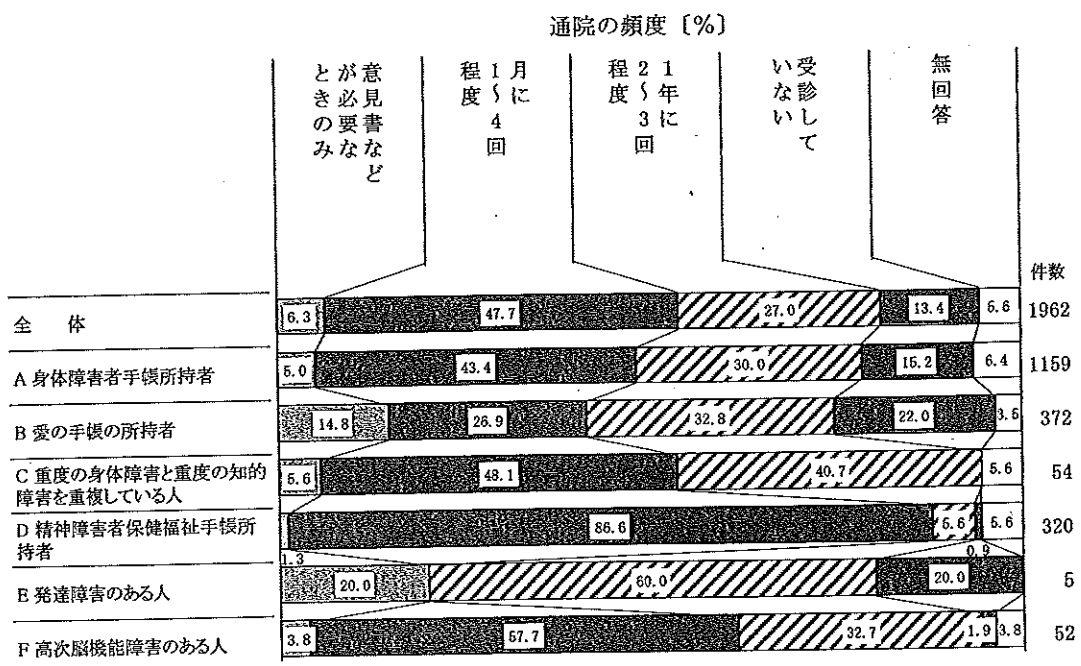
「現在の住まいのまま」が51.5%と最も多く、「わからない」が20.9%で続いています。A身体障害者手帳所持者とF高次脳機能障害のある人で、「現在の住まいのまま」がそれぞれ60%弱と多く、B愛の手帳所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「現在の住まいのまま」について、「グループホーム・ケアホーム」の回答が20%強あります。また、「施設に入所して生活する」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で20.4%となっています。



【4】健康・医療について

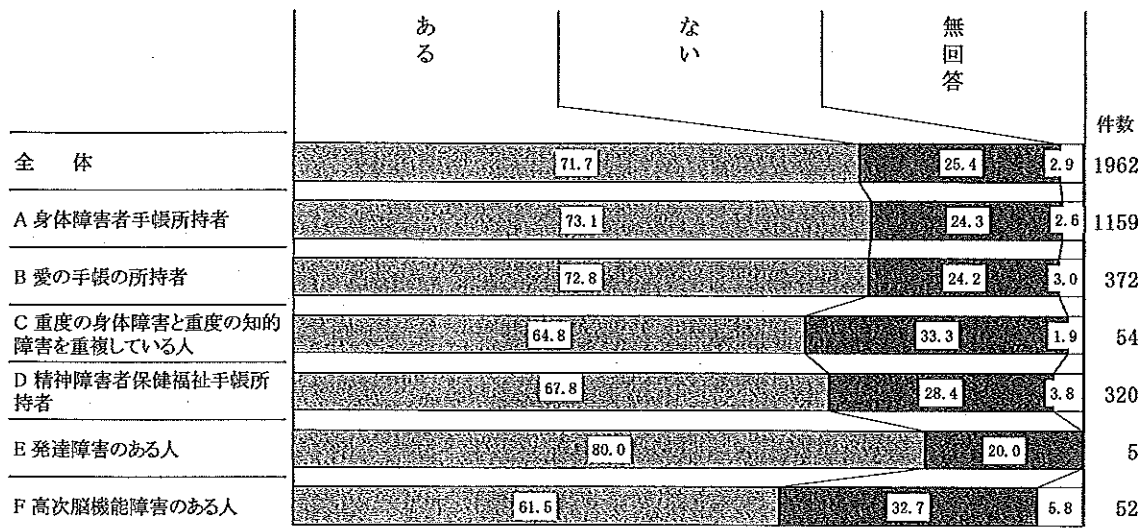
●通院の頻度（問：あなた（ご本人）は、主な障害の主治医に定期的に通院していますか？）

全体では「月に1～4回程度」が47.7%、「1年に2～3回程度」が27.0%と多く、「受診していない」は13.4%ですが、回答者の4分の3以上は、1年に2～3回程度以上通院しています。障害種類別では、共通して「1ヶ月に1～4回程度」で通院している回答が多くなっています。



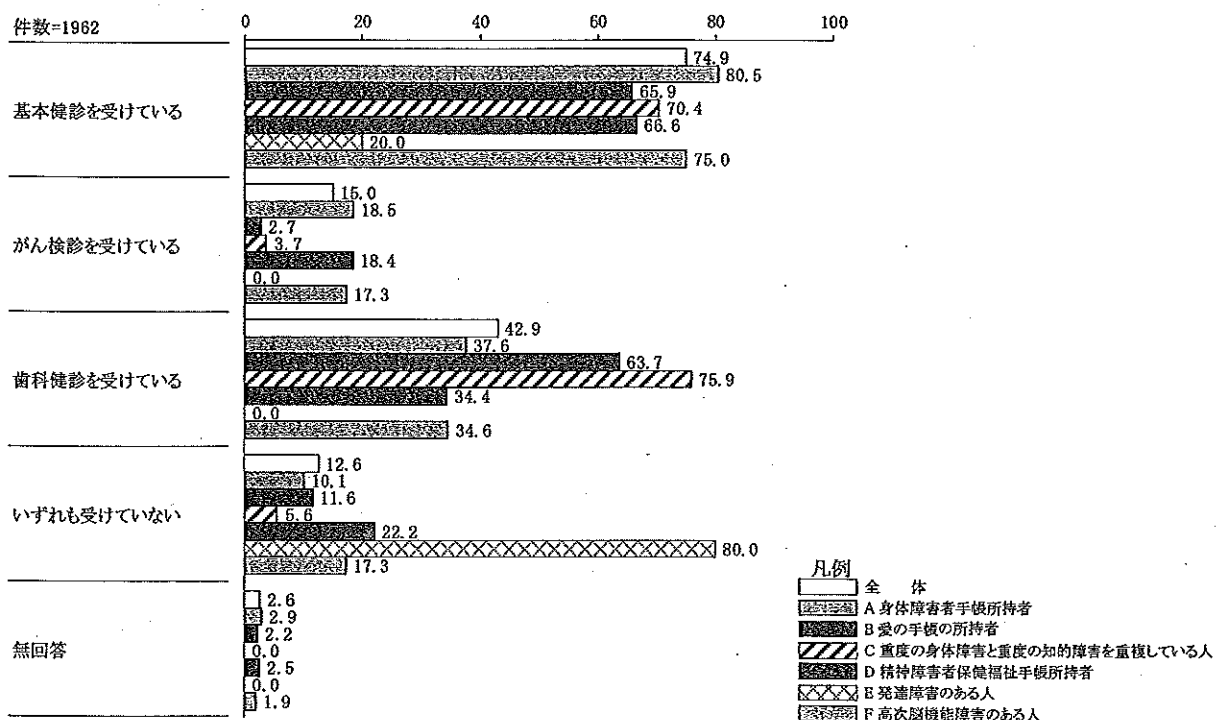
- かかりつけ医療機関 (問: あなた(ご本人)は、区内などのお近くに日常的なかかりつけ医療機関がありますか?)  
 全体では71.7%がかかりつけの医療機関が「ある」と回答しており、「ない」は25.4%と回答しています。「ない」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で33.3%、F高次脳機能障害のある人で32.7%とやや多くなっています。

かかりつけ医療機関の有無 [%]



- 健診等の受診状況 (問: あなた(ご本人)は、定期的に健康診断や歯科健診を受けていますか?)  
 全体では「基本健診を受けている」が74.9%と特に多く、「歯科健診を受けている」が42.9%となっています。「いずれも受けていない」は12.6%となっています。  
 障害種類別では、「歯科健診」の受診率はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で75.9%、B愛の手帳所持者で63.7%と特に多くなっています。

健康診断や歯科健診の受診状況 [%・複数回答]



## 【5】 杉並区の障害者へのサービスについて

● サービスの利用状況（問：①～⑦のサービスを利用していますか？）

7つのサービスで最も利用率が高いのは、⑤通所系サービスの16.0%で、ついで、②外出介護サービス、①居宅介護サービスの順で12%前後となっています。

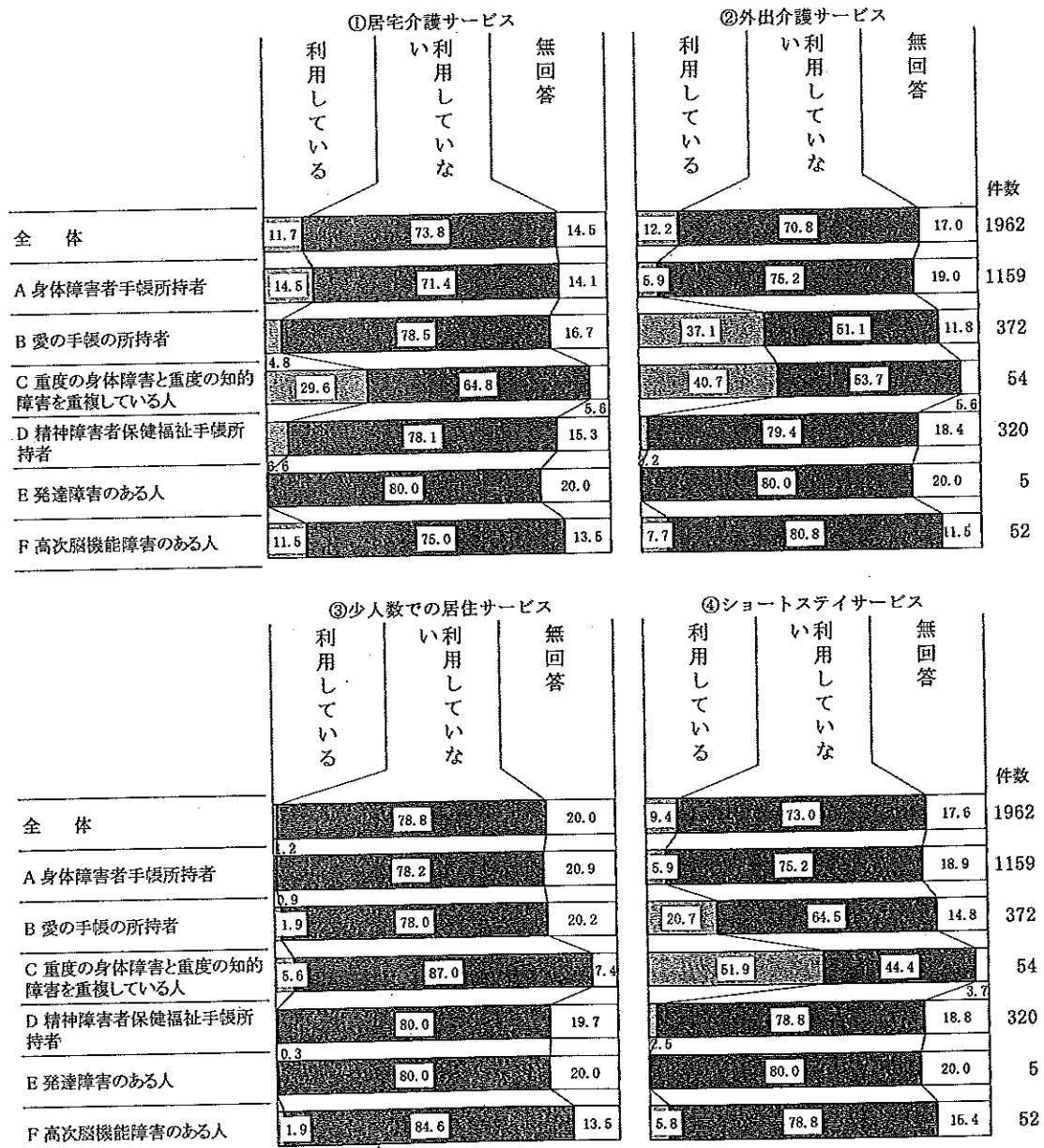
①居宅介護サービスの利用率は11.7%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で29.6%と利用率が高くなっています。

②外出介護サービス利用率は12.2%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人とB愛の手帳所持者の利用率が40%前後となっています。

③少人数での居住サービスの利用率は1.2%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の利用率が5.6%となっています。

④ショートステイサービスの利用率は9.4%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の利用率が51.9%と特に高くなっています。

障害者サービスの利用状況〔%〕

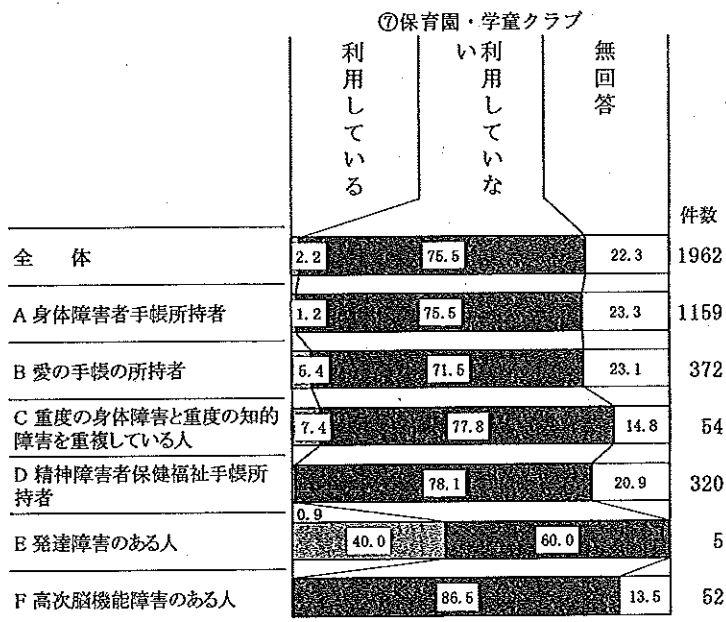
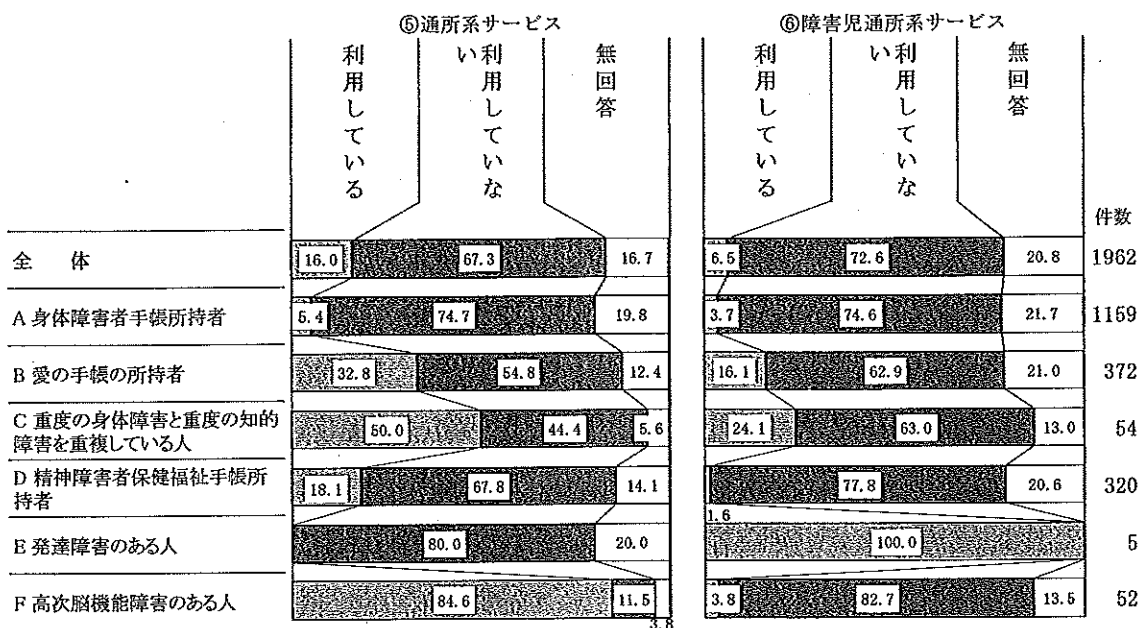


⑤通所系サービスの利用率は16.0%で、7つのサービスで最も利用率が高くなっています。障害種類別ではF 高次脳機能障害のある人の利用率が84.6%と特に高く、ついでC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人が50.0%、B愛の手帳所持者が32.8%となっています。

⑥障害児通所系サービスの利用率は6.5%です。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人が24.1%、B愛の手帳の所持者が16.1%となっています。

⑦保育園・学童クラブの利用率は2.2%です。障害種類別ではついでC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人が7.4%、B愛の手帳の所持者が5.4%となっています。

障害者サービスの利用状況〔%〕

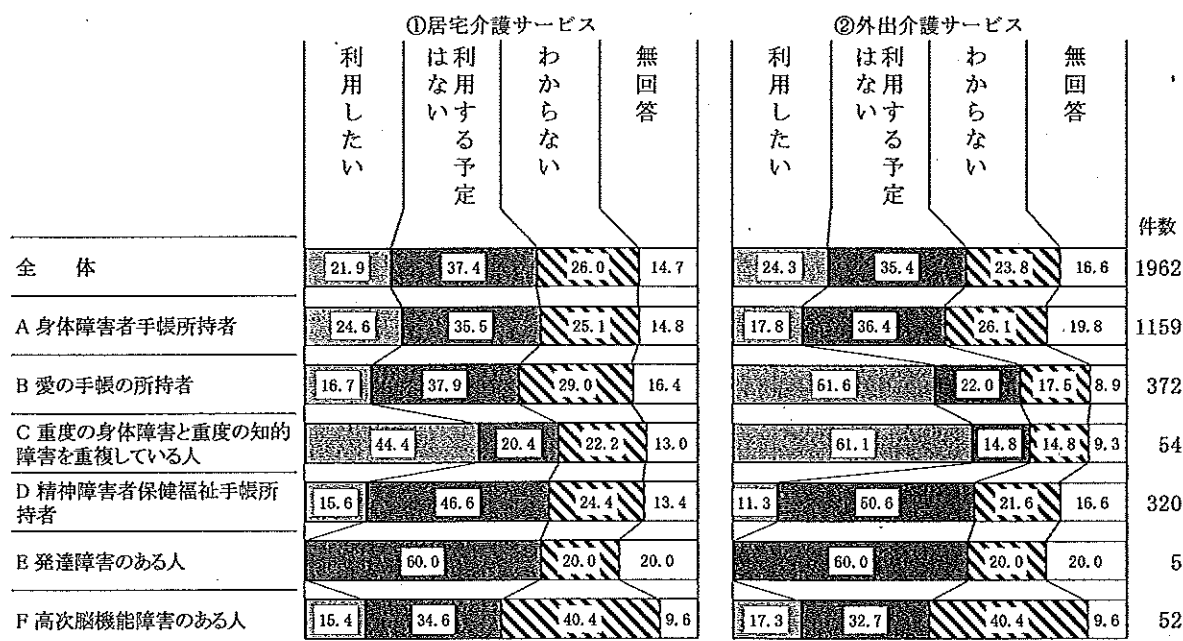


●サービスの利用意向（問：①～⑦のサービスを（今後または引き続き）利用したいと思いますか。）  
 7つのサービスで利用意向についてみると、利用状況に比べて全体的に多くなっています。  
 なかでも、②外出介護サービスと⑤通所系サービスは「利用したい」が23%を超え、①居  
 宅サービスが21.9%と、利用率と同様に多くなっています。

①居宅介護サービス：「利用したい」は21.9%で、「利用する予定はない」と「わからない」  
 がそれぞれ30%前後回答されています。障害種類別ではC重度の身体障害と重度の知的障  
 害を重複している人では「利用したい」が44.4%と多くなっています。

②外出介護サービス：「利用したい」は24.3%で、「利用する予定はない」と「わからない」  
 がそれぞれ30%前後回答されています。障害種類別では「利用したい」はC重度の身体障  
 害と重度の知的障害を重複している人で61.1%、B愛の手帳所持者で51.6%と多くなっ  
 ています。

障害者サービスの利用状況〔%〕

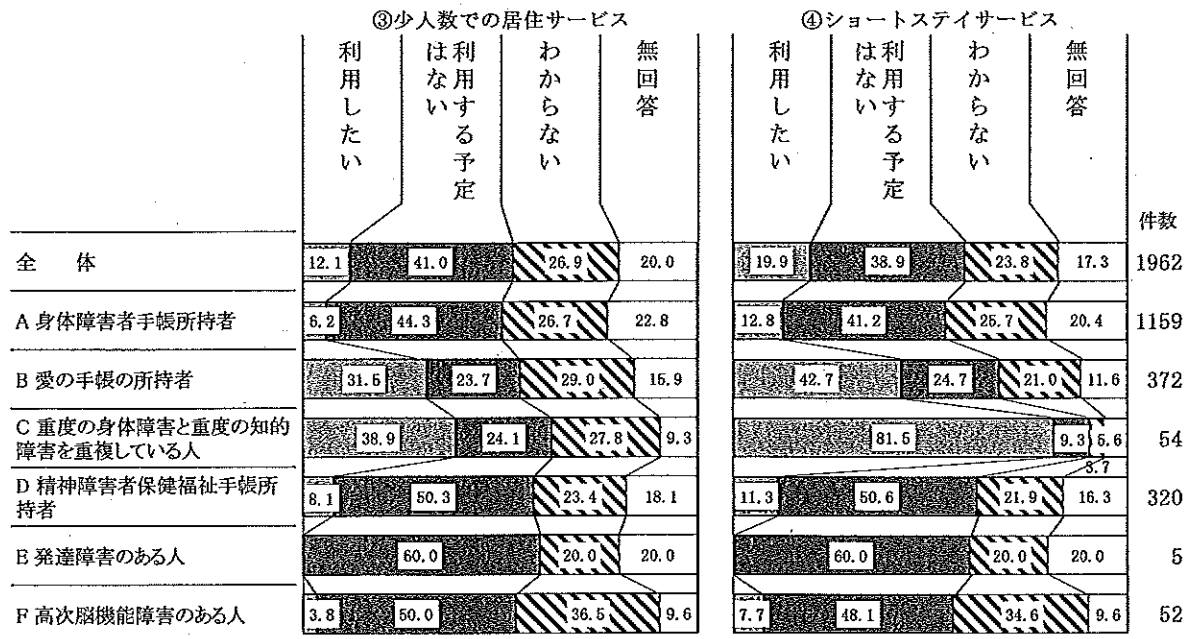




③居住サービス：「利用したい」は12.1%、「利用する予定はない」が41.0%、「わからない」が26.9%回答されています。障害種類別では「利用したい」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で38.9%、B愛の手帳所持者で31.5%と多くなっています。

④ショートステイサービス：「利用したい」は19.9%となっており、「利用する予定はない」が38.9%、「わからない」が23.8%回答されています。障害種類別では「利用したい」割合がC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で81.5%と特に多く、B愛の手帳所持者で42.7%となっています。

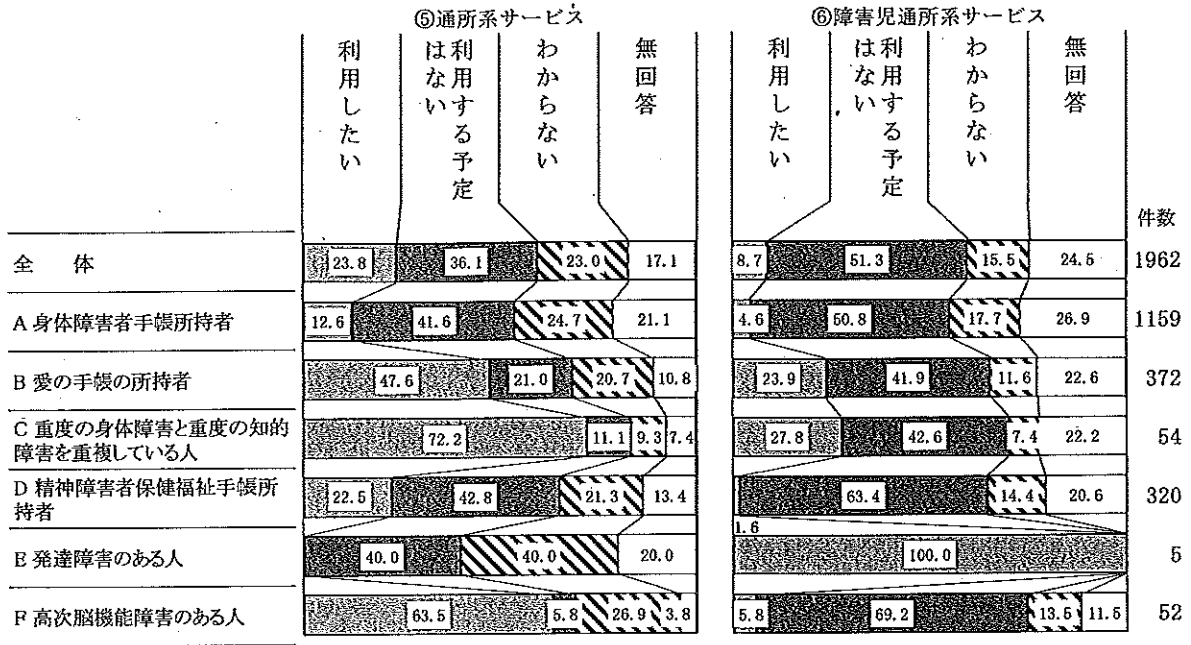
障害者サービスの利用状況【%】



⑤通所系サービス：「利用したい」は23.8%となっており、「利用する予定はない」が36.1%、「わからない」が23.0%回答されています。障害種類別では「利用したい」はC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で72.2%と特に多く、F高次脳機能障害のある人で63.5%、B愛の手帳所持者で47.6%となっています。

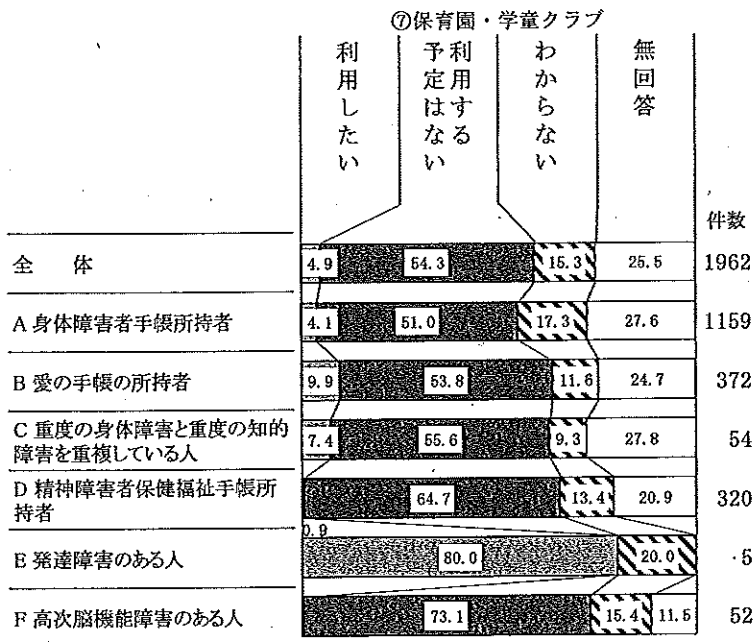
⑥障害児通所系サービス：「利用したい」は8.7%となっており、「利用する予定はない」が51.3%、「わからない」が15.5%回答されています。障害種類別では「利用したい」割合がC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で27.8%、B愛の手帳所持者で23.9%となっています。

障害者サービスの利用状況〔%〕



⑦障害児通所系サービス：「利用したい」は4.9%となっており、「利用する予定はない」が54.3%、「わからない」が15.3%回答されています。障害種類別では「利用したい」割合がB 愛の手帳の所持者で9.9%、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で7.4%となっています。

障害者サービスの利用状況〔%〕



## 【6】相談機関

●相談する機関（問 あなた（ご本人またはご家族）が、ご本人のことで困ったときに相談する機関はどこですか？）

「特にない」「無回答」を除くと、82.6%の人が相談機関について回答しています。全体では、「福祉事務所」が43.5%と最も多く、「区役所」（30.0%）と「医療機関や療育機関」（27.1%）が同程度で続いています。

（件数=1962）

順位	全 体	A 身体障害者 手帳所持者	B 愛の手帳の 所持者	C 重度の身体 障害と重度の 知的障害を重 複している人	D 精神障害者 保健福祉手帳 所持者	E 発達障害の ある人	F 高次脳機能 障害のある人
1位	福祉事務所 43.5%	福祉事務所 44.3%	福祉事務所 51.6%	福祉事務所 75.9%	保健センター 40.9%	医療機関や療 育機関60.0%	通所施設や作 業所53.8%
2位	区役所 30.0%	区役所 35.6%	通所施設や作 業所31.2%	通所施設や作 業所40.7%	医療機関や療 育機関35.9%	特定相談支援 事業所 保健センター	福祉事務所 34.6%
3位	医療機関や療 育機関 27.1%	医療機関や療 育機関23.5%	医療機関や療 育機関29.6%	医療機関や療 育機関37%	福祉事務所 27.5%	通所施設や作 業所 同率 20.0%	区役所 26.9%
4位	通所施設や作 業所 13.8%	特定相談支援 事業所9.5%	区役所 22%	区役所 24.1%	区役所 20.6%		医療機関や療 育機関23.1%
5位	保健センター 12.5%	障害者地域相 談支援セン ター（すまいる） 8.7%	特定相談支援 事業所15.9%	障害者団体 16.7%	通所施設や作 業所17.8%		障害者地域相 談支援セン ター（すまいる） 21.2%

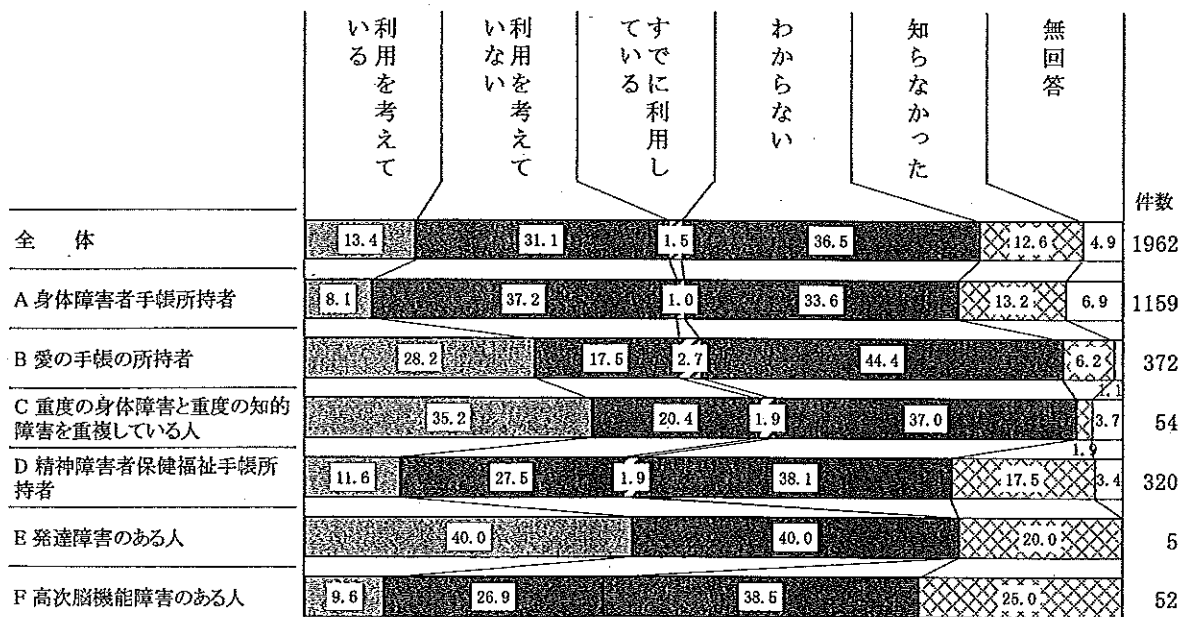
上位5位の回答を抜粋

●成年後見制度の利用（問：あなた（ご本人）の「成年後見制度」の利用についてのお考えをお聞かせください。）

「わからない」が36.5%で最も多く、「利用を考えていない」が31.1%、「利用を考えている」は13.4%となっています。

障害種類別で「利用を考えている」をみると、B愛の手帳所持者とC重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で20~30%台とやや多くなっています。

成年後見制度の利用 [%]

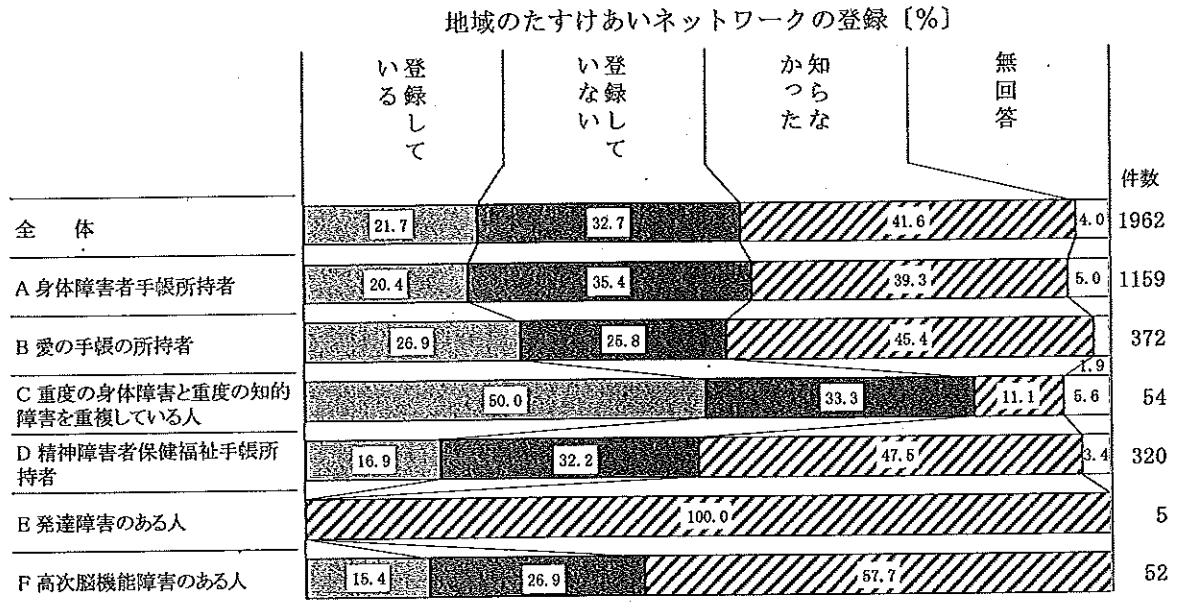


## 【7】地域のたすけあいネットワーク・災害時の備えについて

●地域のたすけあいネットワークへの登録（問：あなた（ご本人）は「地域のたすけあいネットワーク」に登録していますか？）

全体では「知らなかった」が41.6%と最も多く、ついで、「登録していない」が32.7%で、「登録している」は21.7%となっています。

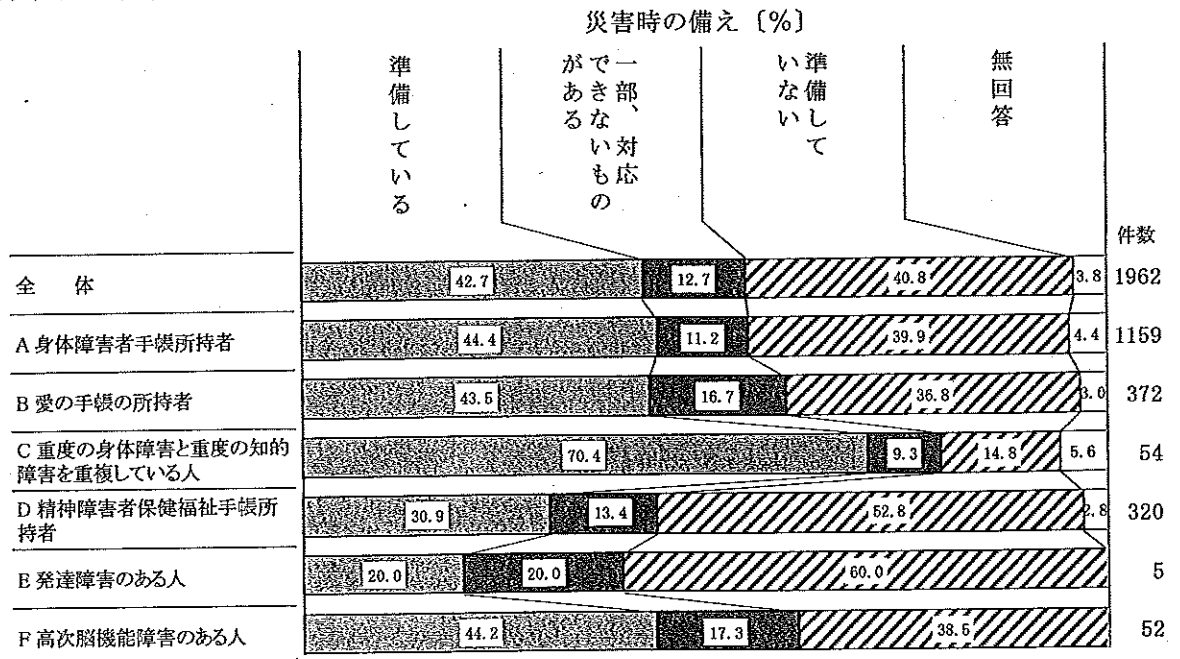
障害種類別で「登録している」をみると、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で50.0%、B愛の手帳の所持者で26.9%と多くなっています。



●災害時の備え（問：災害発生後、自宅での避難を想定して、3日程度の食糧や薬、介護用品等の備えをお願いしますが、準備をしていますか？）

全体では「準備している」が42.7%、「一部、対応できないものがある」が12.7%と、何らかの準備を行っている人は過半数を越えています。

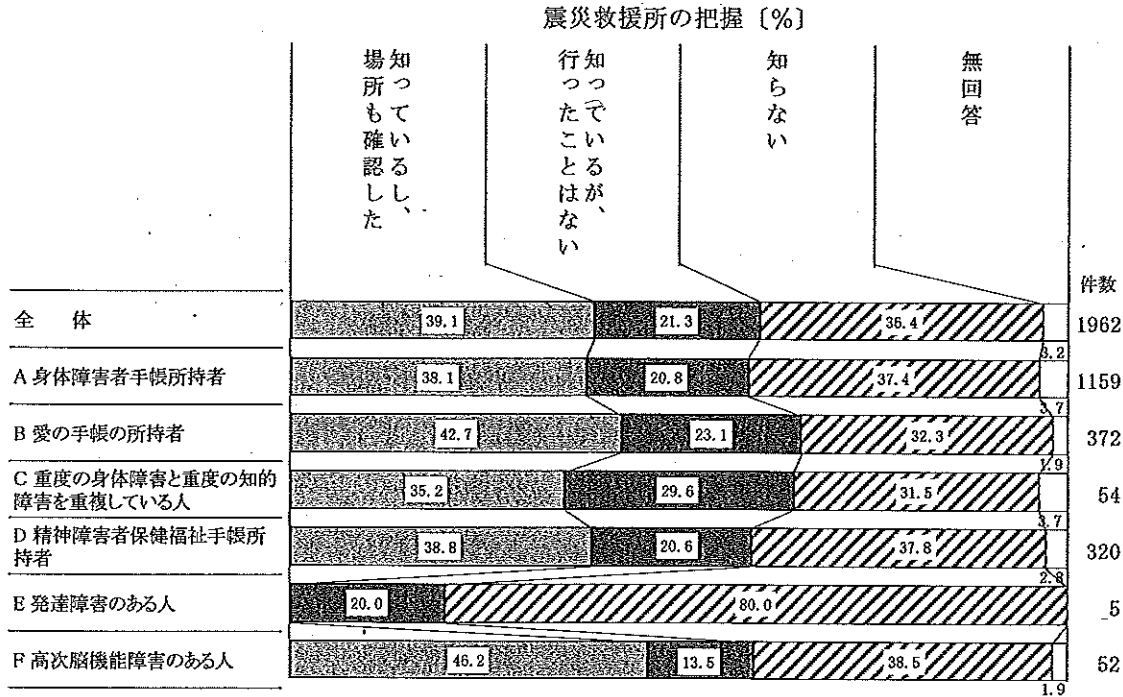
障害種類別で「準備している」をみると、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人で70.4%と多くなっています。



● 震災救援所の把握（問：自宅避難が難しくなった場合、お近くの避難先の震災救援所を知っていますか？）

全体では「知っているし、場所も確認した」が39.1%、「知っているが、行ったことはない」が21.3%と、震災救援所を知っている人は過半数を越えています。

障害種類別で「知っているし、場所も確認した」をみると、E 発達障害のある人を除き、40%前後と多くなっています。

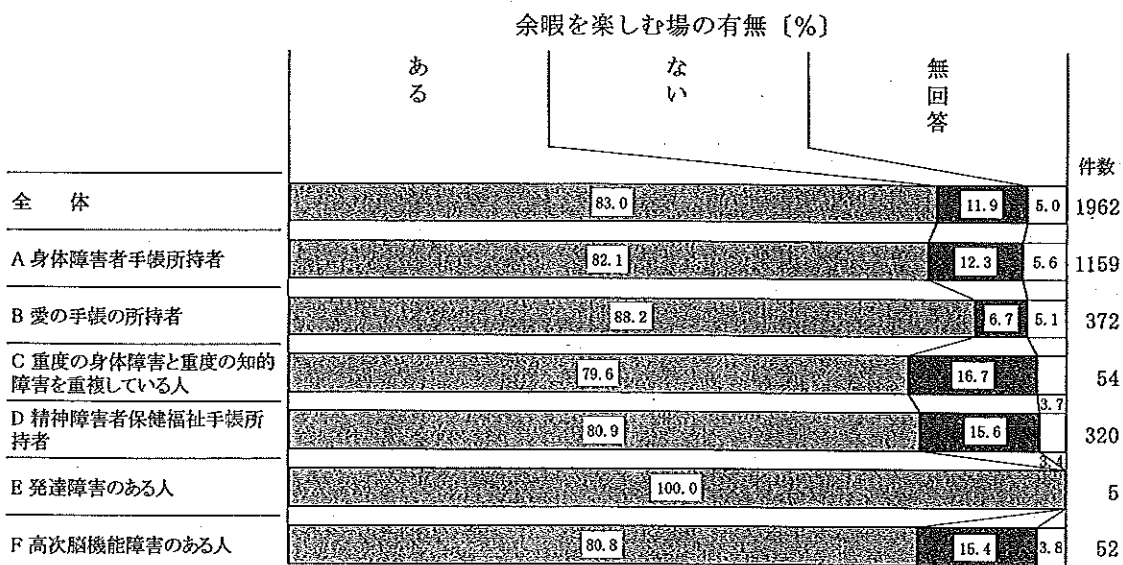


【8】余暇やコミュニケーションについて

● 余暇を楽しむ場（問：あなた（ご本人）は自由な時間を楽しんだり、安心して過ごせる場がありますか？）

全体では「ある」が83.0%となっています。

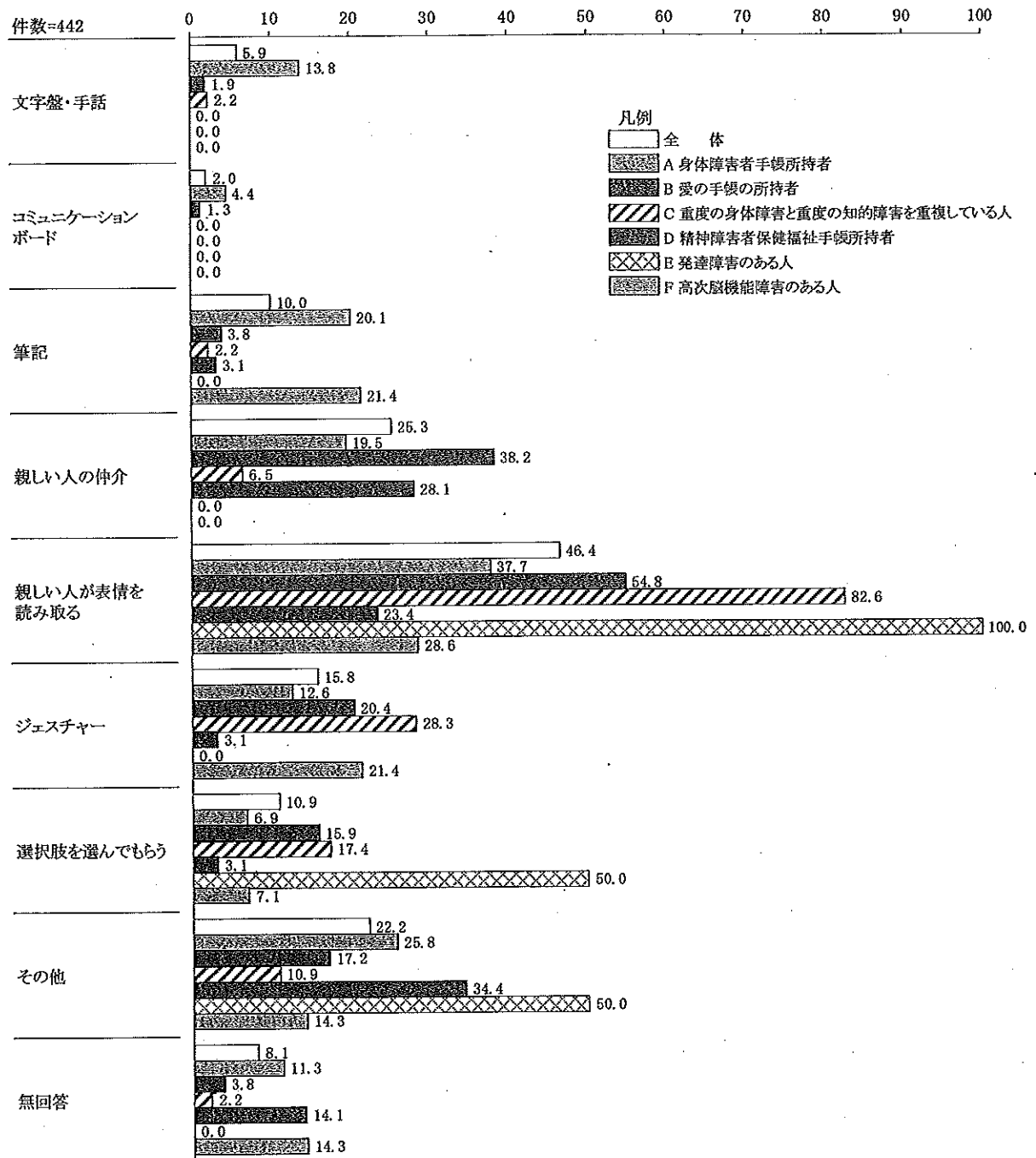
障害種類別で「ある」をみると、B 愛の手帳の所持者で88.2%、A 身体障害者手帳所持者で82.1%、そのほかについても80%前後と多くなっています。



●コミュニケーションをとる工夫(問:どのようにコミュニケーションを取る工夫をされていますか?)  
 全体では「親しい人が表情を読み取る」の46.4%、「親しい人の仲介」の25.3%、「ジェスチャー」の15.8%が多くみられます。

障害種類別では、D精神障害者保健福祉手帳所持者を除き、すべてに共通して「親しい人が表情を読み取る」が最も多く、D精神障害者保健福祉手帳所持者では「親しい人の仲介」が最も多くなっています。また、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「ジェスチャー」、F高次脳機能障害のある人では「筆記」「ジェスチャー」が多く回答されています。

【話せない人】コミュニケーションをとる工夫(%・複数回答)



## 【9】通学等の状況について(18歳未満の回答者)

●就学前児童の過ごし方 (問: 現在、あなた(ご本人)が主に日中を過ごしているところはどちらですか?)

通園・訓練施設(子ども発達センター、療育センターなど)が46.3%と最も多く、その他では、「ほとんど自宅にいる」「幼稚園(子供園含む)」「保育園」などの回答がみられます。

就学前児童の過ごし方〔複数回答〕(件数=54)

	通園・訓練施設	ほとんど自宅にいる	幼稚園(子供園含む)	保育園	聴覚障害特別支援学校幼稚部	病院	児童館	視覚障害特別支援学校幼稚部	その他	無回答
全体	46.3%	31.5%	18.5%	16.7%	7.4%	5.6%	3.7%	1.9%	7.4%	3.7%

●就学児童・生徒の通学先 (問: 現在、あなた(ご本人)の在籍している学校はどちらですか?)

「特別支援学校小学部(院内・訪問学級を含む)」が22.1%と多く、ついで、「小学校(通常学級、特別支援学級等への通級を含む)」「小学校(特別支援学級)」「中学校(特別支援学級)」がそれぞれ10%台となっています。

就学児童・生徒の通学先(件数=136)

	小学校(通常学級、特別支援学級等への通級を含む)	小学校(特別支援学級)	特別支援学校小学部(院内・訪問学級を含む)	聴覚障害特別支援学校(ろう学校)小学部	中学校(通常学級、特別支援学級等への通級を含む)	中学校(特別支援学級)	特別支援学校中学部(院内・訪問学級を含む)	高等学校	特別支援学校高等部(訪問学級含む)	聴覚障害特別支援学校(ろう学校)高等部	その他	無回答
全体	16.9%	13.2%	22.1%	0.7%	5.9%	10.3%	8.8%	5.9%	5.9%	0.7%	2.9%	6.6%

●就学児童・生徒の放課後に過ごす場所 (問: 放課後、あなた(ご本人)が自宅以外に過ごす場所はどちらですか?)

「放課後等デイサービス(地域デイサービス)」が33.1%と多く、ついで、「習い事」が24.3%、「学童クラブ」が15.4%となっています。

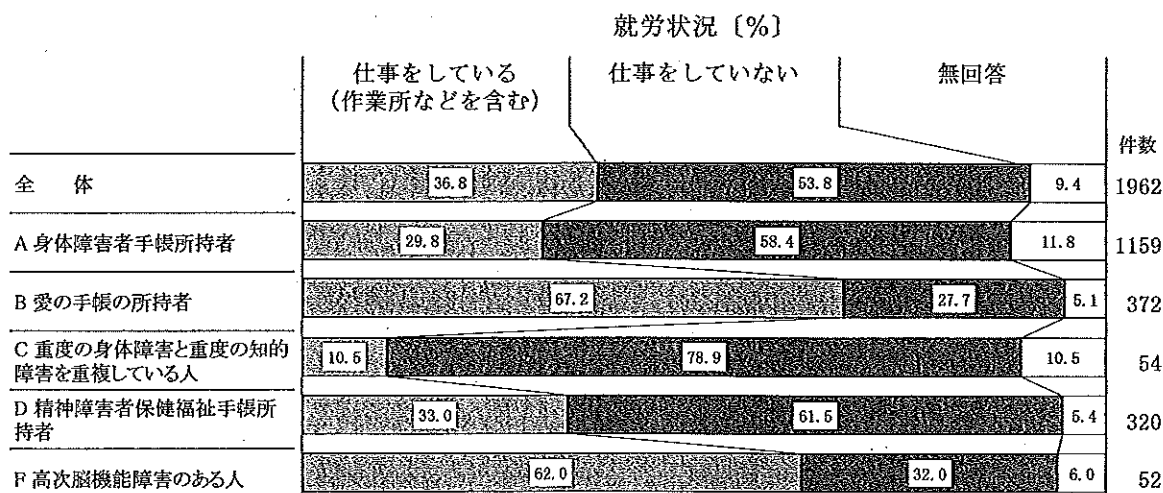
就学児童・生徒の放課後に過ごす場所〔複数回答〕(件数=136)

	放課後等デイサービス(地域デイサービス)	習い事	学童クラブ	友だちの家	児童館	親戚の家	その他	無回答
全体	33.1%	24.3%	15.4%	8.1%	6.6%	5.9%	11.8%	21.3%

## 【10】就労について(18歳以上の回答者)

●就労状況 (問: あなた(ご本人)は、現在、収入のある仕事(作業所などを含む)をしていますか?)  
 全体では「仕事をしている」は36.8%となっています。

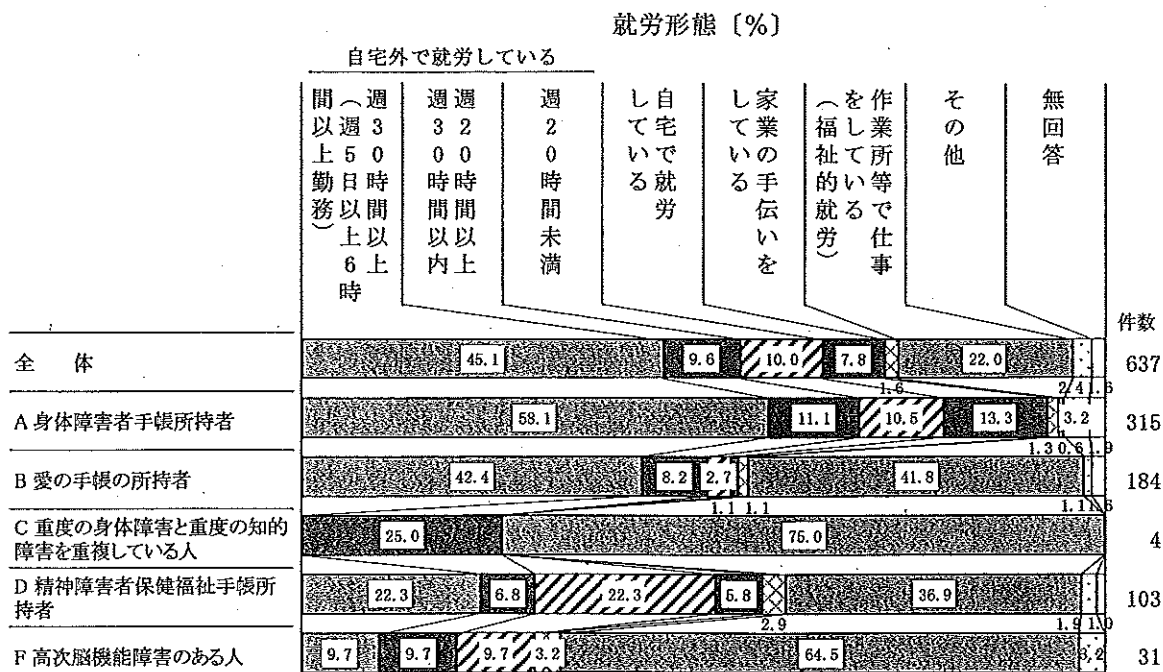
障害種類別で「仕事をしている(作業所などを含む)」をみると、B愛の手帳所持者の就業率が67.2%、F高次脳機能障害のある人の就業率が62.0%と多く、一方、C重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人の就業率が10.5%と少なくなっています。



(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)

●就労形態 (問: あなた(ご本人)の現在の就労の場は次のどれですか?)

就労形態は、「週30時間以上(週5日以上6時間以上勤務)自宅外で就労している」が45.1%、「作業所等で仕事をしている(福祉的就労)」が22.0%で多く回答されています。障害種類別では、「週30時間以上(週5日以上6時間以上勤務)自宅外で就労している」はA身体障害者手帳所持者で58.1%と高くなっています。就業率の高いB愛の手帳所持者とF高次脳機能障害は、「作業所等で仕事をしている(福祉的就労)」が多くを占めています。



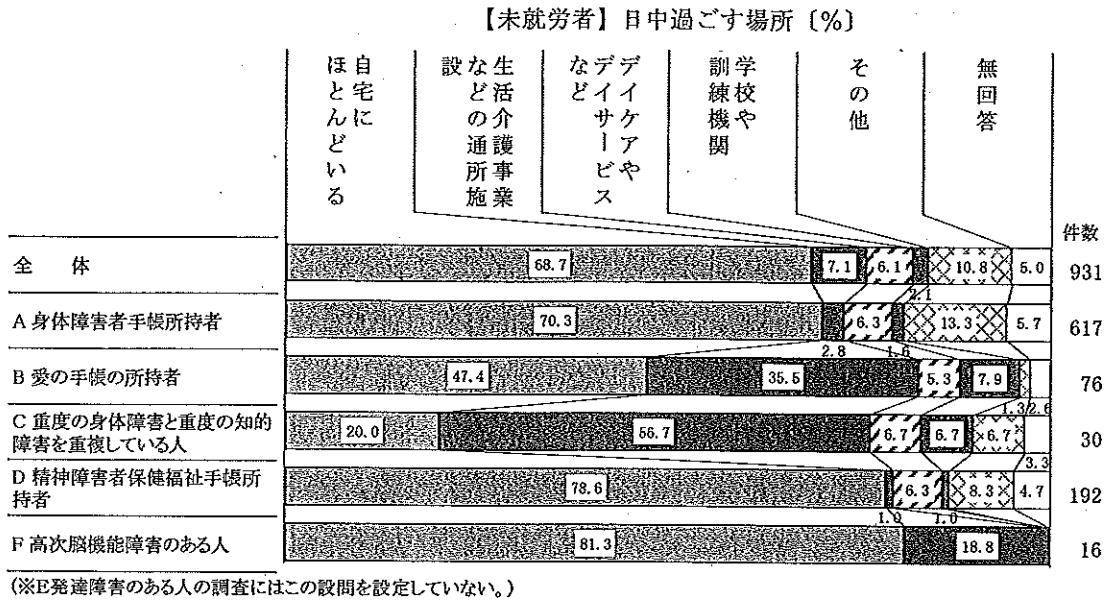
(※E発達障害のある人の調査にはこの設問を設定していない。)



●就労していない人の日中過ごす場所（問：日中は主にどこで過ごしていますか？）

日中は「自宅にほとんどのいる」が68.7%と多くを占めています。

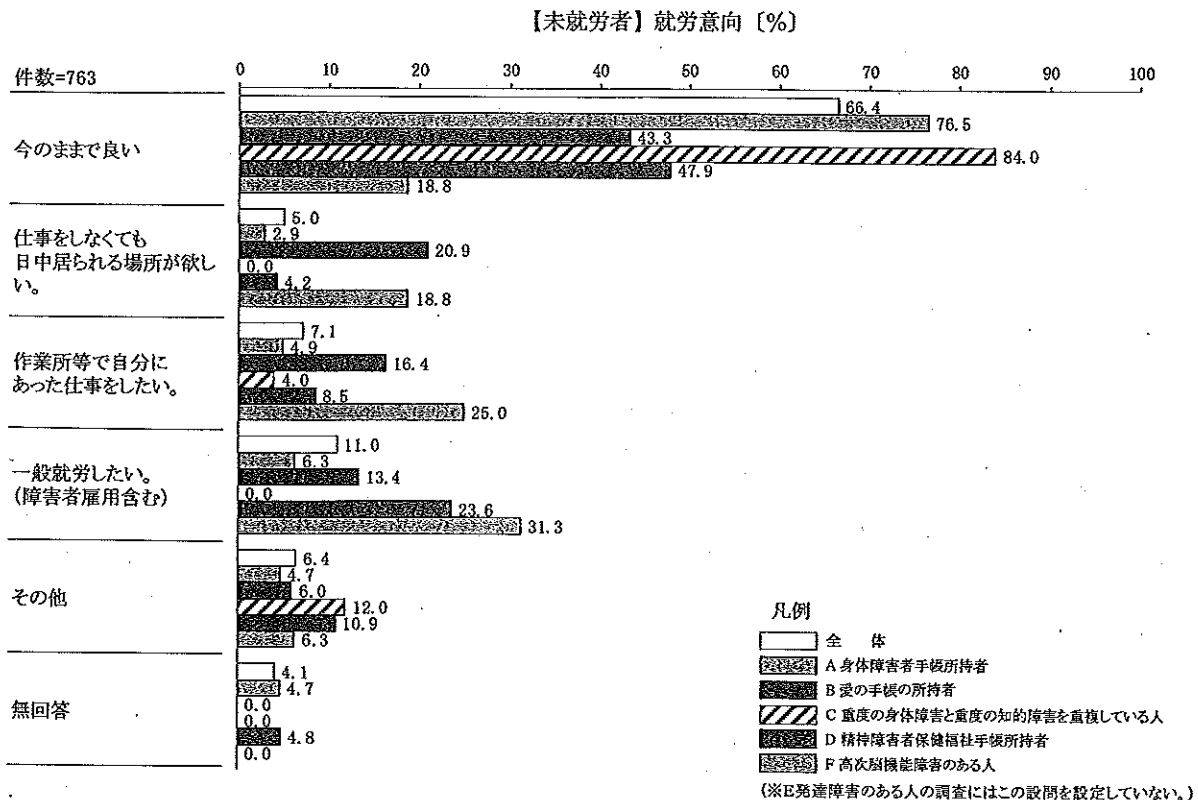
障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者、F 高次脳機能障害のある人では「自宅にほとんどのいる」が70~80%台と多く、一方、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「生活介護事業などの通所施設」が56.7%と多く回答されています。



●未就労者の就労意向（問：今後の希望をお答えください。）

全体では、「今の生活のままで良い」が66.4%と最も多く回答されており、「一般就労（障害者雇用含む）したい。」が11.0%となっています。

障害種類別で「一般就労（障害者雇用含む）したい。」をみると、F 高次脳機能障害のある人とD 精神障害者保健福祉手帳の所持者での割合が多く20~30%台となっています。

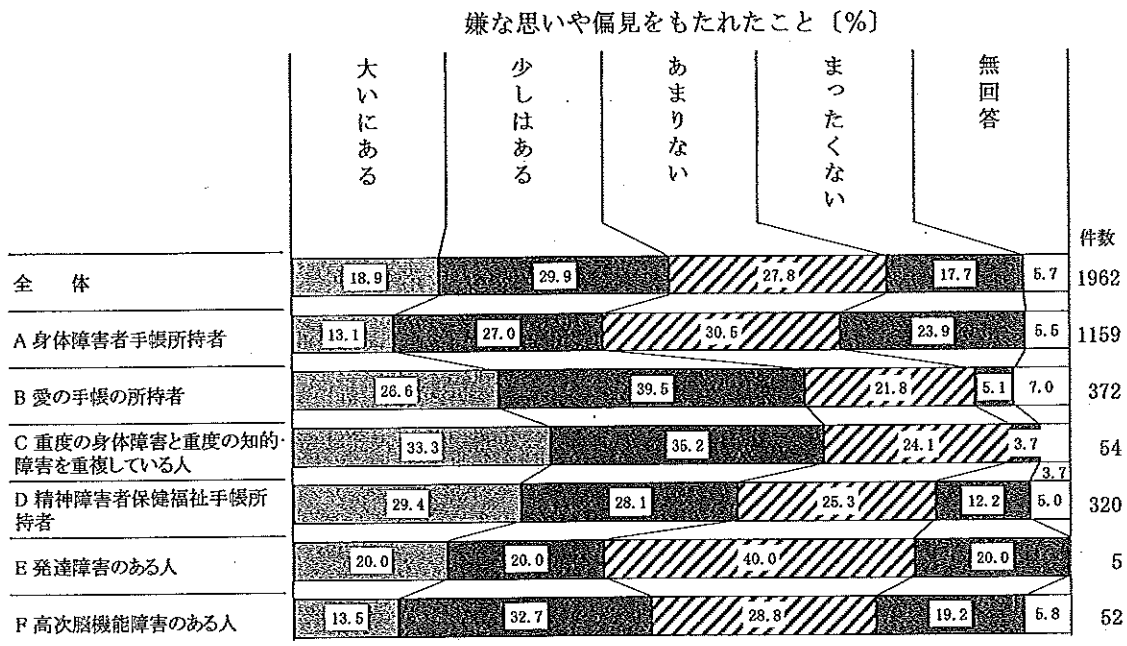


## 【11】 嫌な思いをしたり偏見をもたれたこと

●障害により嫌な思いをしたり偏見をもたれたこと（問：あなた（ご本人）は、これまでに障害があることを理由に嫌な思いをしたり偏見をもたれたりしたことがありますか？）

「少しはある」が29.9%、「大いにある」が18.9%となっており、「ある（「大いにある」と「少しはある」の計）」は48.8%に上ります。一方、「ない（「あまりない」と「まったくない」の計）」は45.5%となっています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者では「ある」は40.1%と低いが、B 愛の手帳所持者、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では、「ある」が65%を超えており、障害種類により異なります。



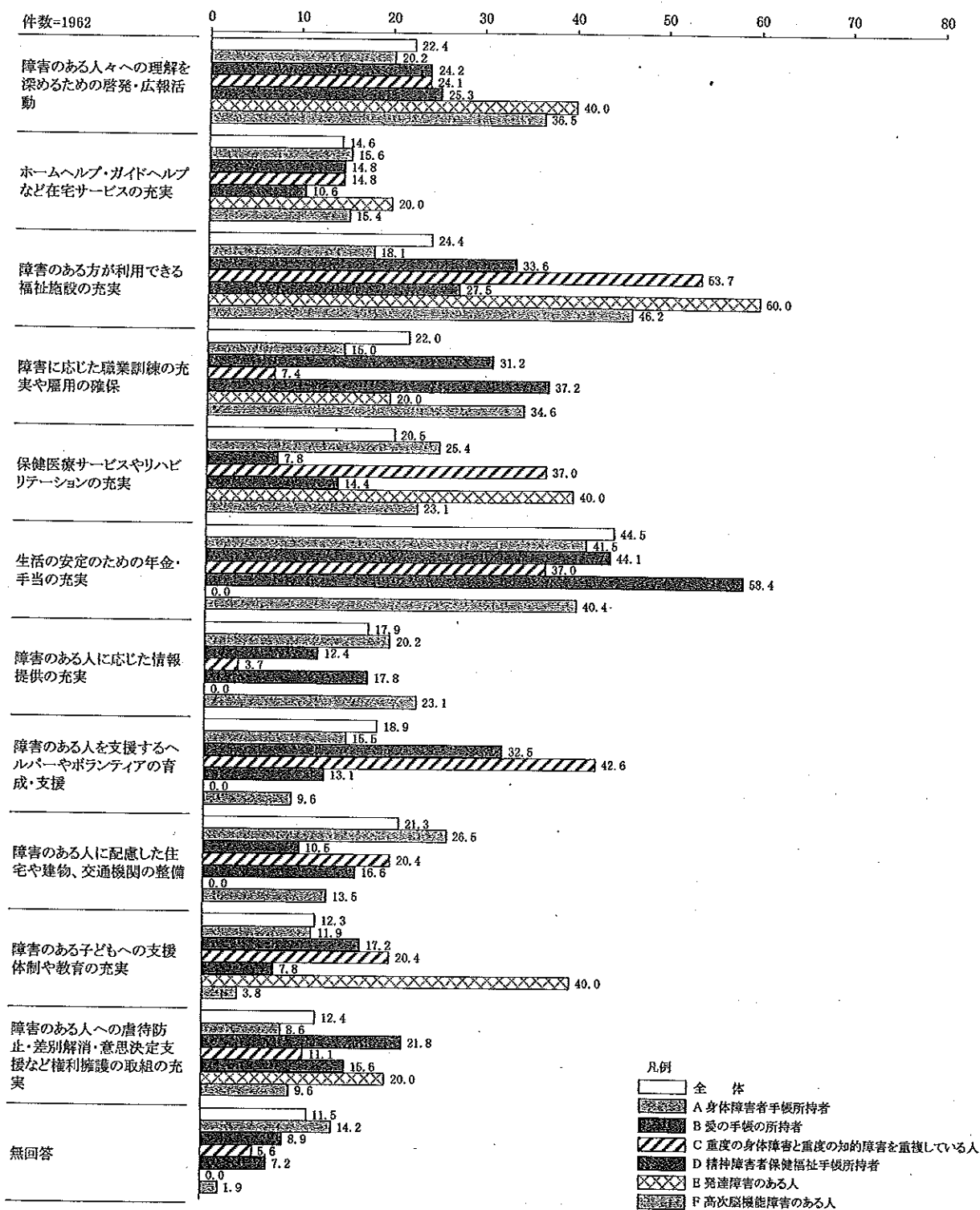
## 【12】 区の施策で力を入れる必要があるもの

●力を入れる必要があると思う障害者に関する施策（問：障害のある人に関する杉並区の施策のうち、あなた（ご本人）がもっと力を入れる必要があると思うものを3つまであげてください。）

全体では、「生活の安定のための年金・手当の充実」が44.5%と最も多く、次に「障害のある方が利用できる福祉施設の充実」が24.4%、「障害のある人々への理解を深めるための啓発・広報活動」が22.4%、「障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保」が22.0%、「障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が21.3%と、4項目が僅差で続いています。

障害種類別では、A 身体障害者手帳所持者、B 愛の手帳の所持者、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者では、「生活の安定のための年金・手当の充実」が最も多く、一方、C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人、F 高次脳機能障害のある人では、「障害のある方が利用できる福祉施設の充実」が最も多く回答されています。

力を入れる必要があると思う障害者に関する施策〔%・複数回答〕



●今後10年間の杉並区に望むこと（問：今後10年間の杉並区に望むことは何ですか？）

記入率は高く、回答者 1,962 人のうち、50.3%にあたる 986 人が記述しています。全体では意見は多岐にわたり、「福祉関連のサービスに関すること」が 18.9%で最も多く、ついで、「生活・経済に関すること」が 13.3%、「まちづくりに関すること」が 13.1%、「医療機関、施設等に関すること」が 11.6%となっています。

障害種類別で多いものを見ると、A 身体障害者手帳所持者では「福祉関連のサービスに関すること」、B 愛の手帳の所持者と C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人では「医療機関、施設等に関すること」、D 精神障害者保健福祉手帳の所持者と F 高次脳機能障害のある人では「生活・経済に関すること」となっています。

(件数=986)

順位	全 体	A 身体障害者手帳所持者	B 愛の手帳の所持者	C 重度の身体障害と重度の知的障害を重複している人	D 精神障害者保健福祉手帳所持者	E 発達障害のある人	F 高次脳機能障害のある人
1位	福祉関連のサービスに関すること 18.9%	福祉関連のサービスに関すること 20.8%	医療機関、施設等に関すること 26.6%	医療機関、施設等に関すること 48.8%	生活・経済に関すること 24.2%	学校など教育に関すること 50.0%	生活・経済に関すること 33.3%
2位	生活・経済に関すること 13.3%	まちづくりに関すること 20.1%	生活・経済に関すること 福祉関連のサービスに関すること 同率14.0%	福祉関連のサービスに関すること 23.3%	福祉関連のサービスに関すること 17.2%	福祉関連のサービスに関すること 障害に対する理解など 同率25.0%	福祉関連のサービスに関すること 23.8%
3位	まちづくりに関すること 13.1%	生活・経済に関すること 9.1%		まちづくりに関すること 4.7%	障害に対する理解など 12.9%		公共の場などに関すること 4.8%
4位	医療機関、施設等に関すること 11.6%	障害に対する理解など 7.5%	学校など教育に関すること 7.9%	生活・経済に関すること 4.7%	医療機関、施設等に関すること 7.0%		まちづくりに関すること 4.8%
5位	障害に対する理解など 8.2%	住宅など住まいに関すること 5.0%	障害に対する理解など 7.0%	情報提供などに関すること 2.3%	まちづくりに関すること 4.8%		医療機関、施設等に関すること 4.8%

上位5位の意見を抜粋

地域生活に関する調査報告書（概要版）平成 26 年 3 月

発行・編集：杉並区保健福祉部障害者施策課

東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1

電話 03-3312-2111（代表）

## 「杉並区障害者福祉推進協議会」の変更点等について

杉並区障害者福祉推進協議会の運営等に関して、平成26年度から以下のとおりとする。

### 1. 名称の変更

名称を「杉並区障害者福祉推進協議会」から「杉並区障害者福祉推進懇談会」に変更する。

### 2. 変更の経緯

区が設置、開催する会議体等は、杉並区附属機関等の設置及び運営に関する基準により、特定事項の調査、研究、審査等を行うため、法律又は条例により設置する「附属機関」と、区政に関する区民の意見反映等を目的とし、要綱等により設置する「懇談会等」に分類している。

現在設置されている会議体等が、「附属機関」又は「懇談会等」のいずれに該当するか分かりづらい点があることから、会議体等の命名方法等について統一した運用ルールを設け、見直しを行うこととした。

このことを受け、杉並区障害者福祉推進協議会は、基準では「懇談会等」に位置付けられる会議体であることから、会の名称を協議会から懇談会に、「杉並区障害者福祉推進協議会設置要綱」を「杉並区障害者福祉推進懇談会運営要綱」に改め、運営に関する規定を整備することとした。

### 3. 運営等に関する事項

(1) 懇談会の目的及び会員の構成は、現行の要綱の規定を活用し、大幅な変更は行わない。

目的…懇談会は、障害者の地域における自立した生活の実現に向け、障害者の福祉及び関連施策の推進を図るため、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- ・ 障害者福祉施策の計画の策定及び推進に関すること。
- ・ 障害者福祉等施策の推進のための連携に関すること。
- ・ 障害者福祉に関する区民啓発やまちづくりに関すること。
- ・ その他障害者福祉の推進に関すること。

構成…学識経験者、社会福祉団体の代表、地域団体の代表、障害者団体の代表、保健・医療関係者、教育関係者、就労関係者、相談支援及びサービス事業者の代表、権利擁護関係者、関係行政機関の職員、その他保健福祉部長が必要と認める者

(2) 障害福祉計画策定等、個別の事項について意見交換が必要な場合は、これまでどおり部会を開催する。

(3) 懇談会は保健福祉部長が主催する（協議会は会長が招集）。

# 災害時障害者支援対策検討部会の報告

第3回障害者福祉推進協議会

平成26年3月25日 資料10

## 1. 検討目的

杉並区の災害時要援護者対策協議会の検討結果を踏まえ、より障害者に特化した課題の整理とその対策を検討する。

## 2. 確認された課題

<災害時対応>

- ① 区の災害時要援護者対策の方針である「自宅に危険性がない場合、在宅避難を原則とする」や「より障害者に配慮できる区立障害者施設を福祉救援所に指定した」ことが、障害当事者や家族、区内の関係機関に、十分に周知されていないのではないか。

これは、決定事項と、検討中の課題が混在していることも原因ではないか。

例) 震災救援所の役割と機能、避難場所の選択、平常時の備え、安否確認のしくみ

- ② 避難後、震災救援所での生活が困難な要援護者は、二次救援所（バリアフリー環境）、福祉救援所（バリアフリー環境＋専門的な支援が可能な職員がいる環境）へ移行していくというしくみが明確になったことはよかった。しかし、救援所開設までの時間的問題や、環境面配慮要するなどの問題から、発災直後にも障害者の受け入れ施設が必要。

そのため、障害者団体連合会から、福祉的対応が可能な施設として「高円寺障害者交流館」「障害者福祉会館」を非常時活用してはどうかという提案がある。

## 3. 課題に関する方向性

①に対して ー

災害時要援護者対策の進捗状況について、区民（特に当事者）に効果的に周知する機会、ツールを検討し実施していく。（説明会、シンポジウム、パンフレットなど）

②に対して ー

交流館等を福祉救援所に位置付ける方法もあるが、災害時要援護者全体に対応することは、認定の条件やマンパワー的にも難しいと考える。障害者施策の一環として、高円寺交流館や福祉会館などが「障害者の災害等緊急時対応」の役割を担い、一時的に障害者に特化した支援体制をとることが望ましい。

<留意すべき意見>

災害時要援護者対策の前提として、障害者や高齢者の特性を普段から一般区民に、知ってもらう努力が必要。教育分野との連携などにより、子どもや保護者への啓発や、地域とのつながりの中で、障害に対する理解を深めていく取り組みが必要。

<部会メンバー>

No.	部会員氏名	団体名等
1	鈴木 美佳子	杉並区社会福祉協議会
2	三田 利春	杉並区民生委員児童委員協議会
3	斎藤 敬子	杉並区商店会連合会
4	大澤 俊	杉並区町会連合会
5	高橋 博 (部会長)	杉並区障害者団体連合会
6	永田 直子	杉並区知的障害者育成会
7	山下 幸一	杉並家族会
8	菅井 孝雄	杉並区視覚障害者福祉協会
9	鈴木 道夫	杉並区聴覚障害者協会
10	杉原 千鶴子	杉並区肢体不自由児者父母の会
11	藤田 洋二	マイルドハート高円寺

<検討経過>

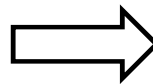
	検討内容	資料等
第1回 10/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者の検討状況について</li> <li>・障害者団体連合会の活動および提案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要援護者対策協議会 -平成24年度検討のまとめ-</li> <li>・救援所の機能分担</li> <li>・障害者団体連合会の災害対策</li> </ul>
第2回 11/17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者交流館等を活用した災害時障害支援のしくみづくり</li> <li>・災害時様援護者対策の周知および障害者の平常時の備えの啓発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回記録</li> <li>・救援センターとしての交流館 (案)</li> <li>・都立学校の避難所指定に関する要綱</li> </ul>
第3回 12/17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者交流館等を活用した災害時障害支援のしくみづくり</li> <li>・災害時様援護者対策の周知および障害者の平常時の備えの啓発</li> <li>・まとめについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回記録</li> <li>・(仮) 障害者救援センターの機能と役割(比較表)</li> </ul>

26年度の運営スケジュール案 ※総合計画・実行計画の策定スケジュールに沿った見込み

	26/3月	26/4月	26/5月	26/6月	26/7月	26/8月	26/9月	26/10月	26/11月	26/12月	27/1月	27/2月	27/3月
保健福祉計画 (障害者計画を包含)								素案 (中旬)		パブコメ	計画案 決定	議会報告	
障害者計画/障害 福祉計画(一体的)			庁内検討 部会	→				提案	素案 (中旬)		目標数値 の試算	都へ計画 数値の報 告	
障害者福祉推進 協議会	3/25	呼びか け	第1回 中旬	計画部会 ①	検討	報告	第2回 月上旬	意見 聴取	計画部会 ③				第3回 中旬
地域自立支援協 議会	3/20		第1回 初旬			報告	第2回		報告	第3回			第4回

<24年度の計画部会の構成>

No.	部会員構成案
1	権利擁護関係者
2	杉並区障害者団体連合会
3	知的障害者団体代表
4	精神障害者団体代表
5	身体障害者団体代表
6	教育関係
7	就労支援関係
8	相談支援関係
オブザーバー	学識経験者
	学識経験者



<26年度計画部会の構成イメージ>

No.	部会員構成案
1	権利擁護関係者
2	杉並区障害者団体連合会
3	知的障害者団体代表
4	精神障害者団体代表
5	身体障害者団体代表
6	教育関係
7	就労支援関係
8	相談支援関係
9	自立支援協議会委員
10	自立支援協議会委員
オブザーバー	学識経験者
	学識経験者



# 会 議 記 録

会議名称		平成25年度 第3回杉並区障害者福祉推進協議会
日時		平成26年3月25日(火) 午後2時00分から3時30分
場所		区役所 第5・6会議室
出席者	委員	(敬称略) 助川・小田・三田・斎藤・大澤・永田・山下・菅井・鈴木(道)・杉原・甲田・須藤・鈴木(美)・松浦・大和田・春山・藤田・佐々木・陶山・窪田(代理)・平澤(欠席)高橋(博)・土屋
	幹事	長田保健福祉部長・田部井管理課長・武井障害者施策課長・福原障害者生活支援課長・山崎高井戸事務所担当課長・畦元高齢者施策課長・宮本保健予防課長・原田子育て支援課長
配布資料		<p><b>【事前配布資料】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○資料1 法律の概要</li> <li>○資料2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要</li> <li>○資料3-1 平成26年度障害福祉関連施策予算について</li> <li>○資料3-2 26年度の新たな取り組み「成人期発達障害者支援事業」について</li> <li>○資料4-1 サービス等利用計画の進捗状況等について</li> <li>○資料4-2 杉並区障害者相談支援センターの運営状況報告</li> <li>○資料5 杉並区の障害者虐待防止に関する取り組み状況について</li> <li>○資料6 災害時要援護者対策協議会について</li> <li>○資料7 平成25年度杉並区地域自立支援協議会の取り組みについて</li> <li>○資料8 地域生活に関する調査について ※当日配布</li> <li>○資料10 災害時障害者支援対策検討部会の報告(案)</li> <li>○資料11 26年度の運営スケジュール案</li> <li>○参考資料 「地域生活に関する調査」概要版</li> </ul>
会議次第 および要旨		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協議会開会</li> <li>2 保健福祉部長挨拶 障害者権利条約が批准された。障害者福祉が革命的に変わることは難しいが、区としては確実に進めることが必要。一歩ずつ進めていくよう努力したい。</li> <li>3 報告             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 障害者総合支援法26年度改正について(資料1)</li> <li>(2) 精神保健福祉法改正について(資料2)</li> <li>(3) 26年度障害福祉関連施策予算について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・26年度新規事業を中心に(資料3-1)</li> <li>・成人期発達障害者支援事業について(資料3-2)</li> </ul> </li> <li>(4) 障害者の相談支援について                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス等利用計画の進捗状況等について(資料4-1)</li> <li>・障害者地域相談支援センターの運営状況について(資料4-2)</li> </ul> </li> </ol> </li> </ol>

<p>会議次第 および要旨</p>	<p>(5) 杉並区の障害者虐待防止の取り組み状況について (資料 5)</p> <p>(6) 災害時要援護者対策協議会について (資料 6)</p> <p>(7) 杉並区地域自立支援協議会について (資料 7)</p> <p>(8) 「地域生活に関する調査」の実施結果について (資料 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度の実施状況と調査結果概要版について報告。3 月末に報告書が、できる予定。26 年度第 1 回で内容について報告する予定。</li> </ul> <p>(9) 26 年度の障害者福祉推進協議会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区全体で、会議体の役割やそれに基づく名称の見直しを行っているところ。本協議会についても、検討している。基本的な役割や位置づけは、26 年度も変わらず継続していく。</li> </ul> <p>&lt; 質疑応答 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成人期発達障害で報告のあった (仮) スクリーニングシートの開発について、発達障害は医学的エビデンスが確立していないものと思うが、どのように作っていくものか。医療現場でも、見逃しがちなので難しいものではないか。 ⇒発達障害の診断をするものではなく、相談の段階で十分な情報を聞き取り、ご本人の特性や課題が明確になるようなツールとして考えている。さまざまな研究や実施事業評価を参考に、杉並オリジナルで作成したい。</li> <li>医療保護入院の「同意」行為について、一般の医療の患者同意とは違うものと考えてよいか。 ⇒「医療保護入院」は、入院治療が必要であるにも関わらず本人が病状を自覚できず、任意で入院することができない場合に、本人の意思にかかわらず保護者の同意で入院できるもの。今回の改正は、保護者の負担を軽減するものであるが、精神科の入院の考え方をより一般の入院に近付けるものとなっている。</li> <li>災害発生後、区は関係団体との連絡調整を行うとしているが、関係団体とはどこを指すのか。 ⇒区の関係機関のみならず、区外も含む災害協定を結んだ自治体などに避難の支援なども想定されている。</li> <li>成人期発達障害については「19 歳の壁」もあり、重要な取り組みだと思う。専門性も必要だと思うが、予算などはどのようになっているか。 ⇒障害者分野だけでなく、保健所・保健センターと一体で行う予定である。 ⇒予算については、新規部分として疾病教育プログラム、職業教育プログラムの各々約 150 万円である。</li> <li>災害時の震災救援所の役割・機能については理解したが、最終的な判断をする責任者は誰なのか。 ⇒災害時要援護者対策本部としては、保健福祉部長。震災救援所は、震災救援所運営連絡会長 (町会等の地域の方) と各救援所長 (職員) が現場での判断をする。二次救援所は、救援所長 (職員)。福祉救援所は、協定先の施設責任者になるが、区全体の本部長は、区長としている。</li> </ul>
<p>会議次第 および要旨</p>	<p>4 議題</p> <p>(1) 災害時障害者支援対策検討部会のまとめ報告 (資料 10)</p>

※高橋部会長欠席のため、事務局代読。

部会での検討は、ある程度しつくしたと考えている。これを材料に、区でできるところから取り組みということでよいか、ご意見をいただきたい。

<質問及び意見>

- ・内容については災害時に必要な対策であると考えている。一方、障害者や介護者自身が自助して運営していく形で想定されているが、マンパワーをどうするかが大きな問題。障害者団体連合会の中では、まだ十分に話し合われていないので、今後も区の協力をもらい検討していく必要があると思う。

⇒参考資料例示のようにかっちり決めていたものではない。情報発信や共有の仕組みなどは、柔軟に対応していきたいと考えている。

- ・さらに意見を吸い上げながら、区の中で検討を進めていってもらいたい。

※部会での検討は終了とし、今後は担当部署で検討する中で、本協議会にも報告をしていく。

(2) 26年度の計画策定の体制について(資料11)

- ・26年度は、保健福祉計画のローリングと障害者計画/第4期障害福祉計画の策定予定。障害者総合支援法では、計画策定については自立支援協議会に意見を求めることを努力義務としていることから、26年度の計画部会設置について、自立支援協議会委員に1~2名参加してもらうことを提案したい。

⇒全員了承。26年度第1回の地域自立支援協議会に呼び掛けることとする。

5 その他

(肢体不自由児者父母の会)

- ・5月18日に、高円寺交流館で災害時の避難所運営についての講演会を企画している。(強化段ボールの仕切りによるプライバシー確保事例など) 広く参加を呼び掛けたい。

次回 26年度第1回は5月中旬を予定。